

第六十一回 参議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会会議録第五号

昭和四十四年四月二日(水曜日)
午前十時三十三分開会

委員の異動

四月一日

辞任

吉田忠三郎君

補欠選任

松井 誠君

辞任

渋谷 邦彦君

補欠選任

多田 省吾君

出席者は左のとおり。

委員長

山本茂一郎君

理事

源田 実君

委員

鶴園 哲夫君

河口 陽一君

大松 博文君

中村喜四郎君

長屋 茂君

長谷川 仁君

増原 恵吉君

山本 利壽君

川村 清一君

達田 龍彦君

西村 関一君

多田 省吾君

春日 正一君

床次 徳二君

国務大臣

総理府特別地域
連絡局長

山野 幸吉君

法務省民事局長

新谷 正夫君

事務局側

常任委員会専門
員

説明員

水産庁漁政部長

自治省財政局交
付税課長

瓜生 復男君

安福 数夫君

横手 正君

本日の会議に付した案件

○北方領土問題対策協会法案(内閣送付、予備審査)

○沖繩及び北方問題に関する対策樹立に関する調査

(当面の沖繩及び北方問題に関する件)

○委員長(山本茂一郎君) ただいまから沖繩及び北方問題に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日吉田忠三郎君が委員を辞任され、その補欠として松井誠君が委員に選任されました。また、本日渋谷邦彦君が委員を辞任され、その補欠として多田省吾君が委員に選任されました。

○委員長(山本茂一郎君) 北方領土問題対策協会法案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。

床次総理府総務長官。

○国務大臣(床次徳二君) ただいま議題となりました北方領土問題対策協会法案につきまして、提案理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島など北方領土は、わが国固有の領土であるにもかかわらず、第二次大戦終結後ソビエト社会主義共和国連邦に占領されて以来今日まで二十有余年の間、同

国の占領下にあり、わが国が現実に施政権を行使し得ない状況にあります。このため、これらの地域の元居住者は、終戦に伴い全員引き揚げを余儀なくされ、墓参という限られた機会以外には、今日に至るまで帰島することはあろうとのこと、その周辺の漁場において漁業を営むことさえもできないという困難な状況に置かれているのであります。

政府は、この北方領土の引き渡しをあらゆる機会にソ連政府に対して要求しておりますが、同政府は、日ソ間の領土問題は一連の国際協定によって解決済みであるとの態度に終始しており、この問題の解決には相当の困難が予想されます。他方、このような国家的懸案事項とも言うべき北方領土問題は、国民世論を背景にして初めてその解決が可能となるのであります。これについての国民世論は、遺憾ながらいまだ低調であります。

したがって、この問題の解決を促進するには、今後全国的規模において国民世論の喚起をはかることが必要であり、そのために北方領土問題の全国的な啓蒙宣伝を行なう機関を設置することが緊要であります。このような趣旨から、昭和三十六年に制定された北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律により設立され、北海道札幌市にその事務所を置いていた北方協会を発展的に解消して、新たに、北方領土問題対策協会を設立し、この団体を通じて全国的規模において、北方領土問題についての世論の高揚をはかり、あわせてこれら地域の旧漁業権者等に対する貸し付け等の援護を行ない、もって、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進に資するため、この法律案を提案した次第であります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、この法律案は、北方領土問題対策協会の

設立の目的、協会の組織、協会の業務の範囲、協会の財務及び会計並びに協会の監督等協会の設立に關し必要な事項を規定しております。

第二に、協会の業務としては、まず、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、定期刊行物その他の印刷物の発行、講演会、講習会、展示会等の開催その他必要な啓蒙宣伝を行ない、また、これらの諸問題について調査研究を行なうとともに、あわせて、北方協会が現在まで行なってきた北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の規定に基づく旧漁業権者等に対する必要な資金の貸し付け業務を行なうこととなっております。

第三に、北方領土問題対策協会の設立に伴い、北方協会は解散し、その業務は南方同胞援護会の北方地域に関する業務とともに新協会が引き継ぐこととなります。また、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律のほば全面的な改正を行なうとともに、南方同胞援護会法その他関係法律について所要の改正を行なうこととしております。

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の改正内容につきましては、その第一点は、新協会は、改正前の同法律の規定に基づき旧北方協会が政府より交付された十億円を承継し、これを引き継ぎ北方地域旧漁業権者等に対する貸し付け業務を行なうための基金とすること、第二点は、新協会は、貸し付け業務にかかわる経理について、他の業務にかかわる経理と区分し、特別の勘定を設けて整理すること、第三点は、その他貸し付け業務に關し必要な規定の整備を行なうこととしてあります。これらの規定により、いままでは北方協会が行なってきた資金の貸し付け業務は、実質的な変更なしに円滑にこの協会が引き継ぐこととなります。また、北方地域に關する業務を南方同胞援護会の業務とした南方同胞援護会法附則の当

該規定を削除することといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概略であります。何とぞ、慎重御審査の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(山本茂一郎君) 続いて補足説明を取扱いたします。

山野特別地域連絡局長。

○政府委員(山野幸吉君) ただいま総務長官から提案理由の説明がございましたが、私からこの法律案の概要につきまして若干補足説明をさせていただきます。

まず、この法律案の骨子につきましては、ただいま御説明のあったとおりでございますが、法案の第一条は、協会の設立目的に関する規定でございます。

協会は、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について啓蒙宣伝及び調査研究を行なうとともに、北方地域旧漁業権者等に対し貸し付け等の援護を行なうことによりまして、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進に資することを目的としております。また協会は、このほか現在北方協会の行なっております業務を継承して、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律に基づき、北方地域旧漁業権者等その他の者に対し、漁業その他の事業資金、生活資金の融通を行なうことを目的といたしております。

協会の事務所につきましては、協会は、主たる事務所を東京都に置き、札幌市に從たる事務所を置くことにしております。

次に、協会の役員につきましては、会長一人、副会長二人以内、理事九人以内及び監事二人以内を置くことを規定しております。このうち、常勤の役員は、理事二人、監事一人であります。また、会長及び監事は主務大臣が任命するものとし、副会長及び理事は、会長が主務大臣の認可を受けて任命することといたしております。

協会の職員につきましては、東京に事務局職員として常勤職員五名、札幌市に現在の北方協会の

職員十二名と南方同胞援護会から移行する職員二名の十四名の常勤職員を配置することにしております。

次に、会長の諮問機関として、協会の業務運営に関する重要事項を調査審議するため、三十人以上の評議員をもつて組織する評議員会を置くこととしております。評議員会は、協会の業務に關し學識経験を有する者及び貸し付けに関する利益代表としての北方地域旧漁業権者等から構成されることとなります。なお、貸し付け業務の運営につきましては、北方地域旧漁業権者等の代表者たる評議員をもつて組織する分科会を置きまして、専門的にこの問題の処理に当たらしめる予定であります。

次に、協会の事務につきましては、啓蒙宣伝の業務として、機関紙等の定期刊行物の発行、パンフレットの発行、講演会、講習会の開催、北方領土資料展及び国民大会の開催等を予定しております。

第二に、調査研究の業務として、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について各種の調査研究を行ない、その結果を前述の刊行物等によって普及宣伝することとなります。

第三に、北方地域元居住者に対する援護の業務であります。これは、従来南方同胞援護会が実施してまいりましたような業務、たとえば北方地域元居住者の研修、宿泊の便に供するため、国庫補助によって建設された千島会館の運営及びこれらの方に対する生業研修等の業務を行なうことを予定しております。また、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律に基づいて北方協会が現在行なっております貸し付け業務、これは新協会が継承してこれを行なうてまいることになります。

財務、会計につきましては、協会は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けることとしておりますが、貸し付け業務以外の業務につきましては、毎年度業務執行のための必要な経費の全額に

ついて国庫補助金をもつて交付することとなりますので、財務、会計に関する規定は、予算、事業計画及び決算等最小限必要な規定のみを設けることといたします。資金計画、財務諸表等、貸し付け業務に關してのみ必要な事項並びに貸し付け業務にかかる基金及び経理区分等につきましては、特別措置法のほうで規定しております。

次に、この法律の主務大臣は、内閣総理大臣及び農林大臣としております。ただ、協会の業務に關し農林大臣の所掌に属さない部分がありますので、これらの部分について権限を行使する場合の主務大臣は内閣総理大臣とし、その具体的な事項については政令で定めることといたしております。

次に、この法律の施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。ただし、關係法律の改正部分は、政令で定める日、具体的には協会の成立予定日、すなわち本年十月一日から施行することとなります。

次に、北方協会は新協会の成立のときに解散することになり、その一切の権利義務は新協会が継承することとなります。この継承の対象としては、北方協会の交付された国債及び北方協会が所有する現金、貸し付け金等一切の資産、未払い金、退職給付引き当て金等の負債のほか、北方協会職員の雇傭契約、業務上の約定等一切の契約上の地位を継承することになります。

南方同胞援護会の北方地域に関する業務にかかるとる権利義務も、同様に協会に継承させることとしております。継承の対象としては、前述の千島会館及び南方同胞援護会の札幌事務所職員二名等があります。

南方同胞援護会法の改正につきましては、北方地域に関する業務の根拠規定である同法附則の規定を削除することとしております。

次に、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に關する法律の一部改正につきましては、その第一点は、北方領土問題対策協会の設立に伴い北方協会は解散し、北方協会が現在行なっている貸し

付け業務は新協会が引き継ぐこととなるので、特別措置法の規定のうち、北方協会の設立及び組織等に関する規定を削除することといたします。

第二点は、現行の特別措置法の規定により北方協会が交付を受けた十億円をもつて引き続き特別措置法に定める貸し付け業務の遂行に必要な資金の財源に充てるための基金とする旨の規定を設けることといたします。

第三点は、協会は貸し付け業務にかかるとる経理については、その他の業務にかかるとる経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない旨の規定を設けることといたします。

第四点は、業務方法書、業務委託、資金計画、財務諸表、利益損失の処理、業務上の余裕金の運用、受託機関に対する立ち入り検査等、協会が貸し付け業務を遂行するために必要な準則的条項について整備を行なうことといたします。

なお、新協会の予算規模は、国庫補助対象で、十月以降の分として総額一千八百六十三万円、うち人件費その他事務費一千六百六十九万円、事業費は六百九十三万七千円を予定しております。非補助対象の貸し付け業務関係では、年間予算額約一億六千万円、うち人件費その他事務費約三千万円、貸し付け金が一億三千万円程度の規模と相なる予定でございます。

以上であります。

○委員長(山本茂一郎君) 以上で政府側の説明は終わりました。本法案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(山本茂一郎君) 沖縄及び北方問題に關しての対策樹立に關する調査を議題といたします。これより質疑に入ります。

西村君。

○西村関一君 沖縄返還につきましては、衆議院におきましても、本院におきましても、総理、外相その他関係閣僚からいろいろな御答弁があったわけでありまして、われわれといたしましては即時無条件全面返還ということを要望いたしております。

すけれども、いまだに時期についても、また、どういう形の返還をとるかということについても、白紙ということが政府の答弁であります。基地抜き・本土並みということもございましたけれども、白紙であるということ、六月には外務大臣が訪米をせられ、秋には総理がニクソン大統領と会見なさるというふうなところで、だんだん政府の方針が煮詰まってきたところ、政府の御検討は、返還時点における沖縄に対するどういふ対策を講じていくべきであるか、あるいは返還後における沖縄の諸問題に対してどう対処していくべきであるかというところについての御検討がなされておると思っております。私は、総理大臣及び外務大臣に対する質問は後日に譲るといたしまして、長官に対してこれらの返還前あるいは返還時点、返還後における沖縄県に対するところの諸対策についてお伺いをしたいと思います。

まず第一点は、沖縄の経済でございます。すでに五万人の軍雇用者を中心といたしまして、沖縄の経済は大きく基地に依存していることは申し上げるまでもございません。どういふ形で返還されるか、これはもう当然のことだと思っております。すでに沖縄経済にはいろいろな問題が出てきておる。一部においてはすでに沖縄経済の危機が叫ばれておるのでございます。これに對しまして政府はどういう対策をもつて沖縄の経済を立て直していくというふうにお考えになるか。まずその点からお伺いしたいと思います。

○国務大臣(床次徳二君) 沖縄の返還に伴いましていろいろと現地における変化が生ずるということとは当然予想されることでありますが、しかし、佐藤総理といたしましては、国会の冒頭におきまして施政方針演説でも言われ、なお、国会のいろいろの委員会等におきまして明らかにされたのであります。今秋訪米いたしまして米大統領と会談をいたしまして、返還に關して折衝され、復歸時期を明らかにしたいという決意を表明して

るのであります。私はこの総理の決意が十分に実行できますように補助を申し上げたいと考えておるのであります。特に沖縄を担当する私どもの立場から申しまして、復帰に備えまして、復帰の際におけるところの経過が円滑に、摩擦なく行ない得るよう今日からその準備をするというところが当面の大きな仕事である。いわゆる本土と沖縄の一体化というこゝで表現しておりますが、お話しのごとく、経済面その他いろいろな面におきまして摩擦を少しでも緩和し、これをなくすという意味におきまして、今日努力をされている次第であります。さような立場においてもの考えておるわけでありまして、産業面におきまして、御指摘になりましたごとく、これはまことに御意見のとおりでありまして、現在基地に依存する程度が非常に多いところ、沖縄の経済の特色であり、同時に、沖縄自体といたしましては第三次産業中心の消費経済であるということ、なお、主要の産業は本土政府の保護政策によってなっているという特色を持っております。将来復帰が実現いたしました際には、やはり基地経済と別に、沖縄独自の経済を発展させることが必要であらうと、かように考えまして、今日から一体化を促進しますと同時に、将来の沖縄の開発ということに対して検討を加えておるわけでありまして、政府ベースにおきましても、調査団等を出しまして調査をいたしますと同時に、民間におきましても、本土と沖縄との産業人の数回の会合をいたしまして、そして今後の開発計画と申しますか、長期の振興計画と申しますか、こゝろいふものをひとつ樹立すべく検討している次第であります。

○西村蘭一君 具体的にどういふ検討をなさっていらっしゃるのか。現在ベトナム特需が著しく減少をいたしました、あるいは軍の工事なども減少いたしました、それらによるところの収入が減っている。そういうような状態から、将来の展望もさることながら、たちまち経済的な危機に見舞われている。当然そうなることはわれわれ前から予測しながら警告をしておったのでありますけれども、そういうことに対して、当面の問題に對して、ひとつどういふお考えを持っておりますか。さらに、産業の開発ということを言われましたが、沖縄の産業については、どういふところに重点を置いて産業の開発をなさるお考えであるか。たとえば沖縄の糖業につきましても、かなり農業労働者も製糖事業に参加しているところの労働者の状態は、本土の労働者の状態と比べまして劣悪な条件のもとに置かれていた。また、事業に従事しているところの業者といたしましても、沖縄の製糖業者は苦しい状態にある。これをどういふふうにして直していくことができるかということに對して、これは一例でございまして、政府としてはどういふお考えをお持ちでござい

ますか。

○国務大臣(床次徳二君) 非常に広範なお尋ねでありまして、部分的に順次お答え申し上げます。いたしたいと思います。現在の沖縄の姿から言いますと、将来どういふ期待を持てたいかという点につきましては、今日までいろいろ検討された一般的なにいわれておりますことは、沖縄自体が、地理的に申しまして一番日本の南の端と申します。本土から申しますと南の端でありまして、が、地理的に申しますと、東南アジアの非常に中継基地としての地理的条件を持つておる。この点が大いに期待できるのではないかと。

なお、その気候風土が亜熱帯地域——熱帯に非常に近いところもあります。その意味においては、特殊性が農業方面その他においても持ち得るのではないかと。

なお、将来開発いたしましたならば、港の条件、これも地理的に申しまして非常に便利ではないかという点。また労働力も非常に豊富であります。

なお、沖縄の島がサンゴ礁でできておりますので、まだまだ開発——土地造成ですか、埋め立ての可能性が非常に多い。

なお、いわゆる観光資源といたしまして、単に戦跡だという意味でなしに、いわゆる熱帯の気候風土というものの等から非常に期待を持てるのではないかと。

まあ、大きな点から申しますと、ただいま申し上げましたようなところへ将来の産業開発の基点を求むべきではないかと考えているわけでありまして、現状におきましては、なかなか今日におきましては基地経済というものが中心になっております。労働力その他におきましても、基地経済中心で動いておりますために、糖業その他におきましてもちろんであります。糖業その他におきましても、どっぴかと言つと、労働力においては不足を感じ、むしろ労働供給力並びに労働の質から申しまして十分ではないと思つております。なお、基盤の改良ということも十分ではないのであります。そういう意味におきまして、たとえば第一次産業の点から申しますと、現在主としてサトウキビ、パイナップル、この二つに依存いたしておるわけでありまして、糖業につきましては、本土の甘味資源特別措置法によりましてカバーがおりますので維持をしております。パイナップルにいたしましては、いわゆる自由化に對しまして特別な処置をいたしましたので、それをもって処置され保護されて今日までの発展を見ておるのであります。しかし、その業態自体を見ますと、実は非常におくれておる。むしろ根本的に申しますと、沖縄におけるところの農耕地というもの、その改善というものが行なわれず今日来ておる。非常に小規模のもの、しかも土壌の改良等が行なわれていない。言いかえしますならば、基本的な土地改良からやっつけていかなければ、ほんとうの農業というものがいたしましては十分ではないか。なお、用水等におきまして、不十分な点があるわけでありまして、基本的にはやはり第一次産業の基盤というものを改良していくということが必要であらうと思つております。技術面におきましても、やはり最近漸次専門技術者を技術援助の形に

よって入れておりますが、十分ではない。特に農業資本そのものにおいても少ないという点が言えると思うのであります。しかし、当座のつなぎといたしましては、砂糖もパイも、ただいま申し上げましたように、一種の保護のもとにありますがためにつながってはいきませんが、いつまでもこれに依存しているということは私どもはよくないと思っております。

第二の問題といたしまして、自然の土地を利用するという土地条件がありますが、すなわち亜熱帯農業というものの発振ができるのではないかと。この点に關しまして、本年度の予算等におきましては熱帯農業研究所の支所を沖縄に設けて、そして今後の発展のために努力をいたしたいと思っております。なお、そのためには、青年の技術訓練等もいたしてこれに対処していきたいと思っております。

また水産業は、地の利から申しまして、沿岸はあまりふさわしくはありませんが、東南アジア海域、その他遠洋漁業としては非常にいいわけでありまして、現在も出漁いたしておりますが、何ぶんにも漁船並びに漁港というものが不十分である。こういう意味におきまして、漸次拡充していく必要があります。

なお、農業の一環といたしまして、畜産業は非常によろしいのではないかと。いままでのところ、畜産業、特に昔から豚はありますが、牛、肉牛の飼育が本土の需要状況から見しても非常によろしいのではないかとふに考えてまして、今日積極的にその助成振興の歩を進めておるわけでありまして。

第二次産業といたしましては、目下、どのつきましたものは、石油の原油の貯油施設であります。これに關連いたしましたものが将来は発展できるのではないかと。並びに、先ほど申し上げましたその地理的条件から見まして、特殊な産業が導入できるのではないかと。具体的に何を運ぶのかというところにつきましては、非常に研究しなければならぬことではあります。いまの石油、並びに、

すぐ近くにありまるところの尖閣列島の海底資源の開発——石油であります——そういうことが将来には期待できるし、なお、現在やはり同様に資源として見込みのありますのは、天然ガス等について考えられております。

なお、一般産業といたしましては、産業の形態そのものが、現在は一保護保護税関地域によって育成されておるという形でありまして。したがって、地元の産業全般について、将来復興の際におきましては切りかえをしなければならぬということ。それから中小企業その他の組織についてはまだ不十分でありますので、この点につきましても今後努力をしなければならぬと思っております。

第三次産業等につきましても、いわゆる加工貿易地域その他といたしまして、相当の将来のチャンスはあるのではないかと意味におきまして、今日研究をいたしておる次第でございます。先般行なわれました本土と沖縄の経済団体の会合等におきましても、数項目にわたって、とりあえず将来着手すべきことの提案を受けておりますが、大体私がたてた申し上げましたような考え方に一致しておると思っております。

○西村関一君 いま農業生産基盤の整備拡充に關して、サンゴ礁から成っておる島の島の埋め立てによる生産基盤の拡充をやるということも計画の中にあるとお話になりましたが、それよりもっと大事なことは、いままでの農耕地の大きな部分が軍用地として接収されておる。そのこのために農民が非常に困難しておる。そういう点に對して、これはどういう形で返還されるにいたしまして、いまから、そういう農民の農耕地を接収してあるところのアメリカ政府に對しまして、そういうものを返してやってもいい、返してもらいたい、そうして農民の立場を守ってほしいという積極的な姿勢がなければいけないのじゃないか。さきにあげましたサトウキビをつくっているところの農民たちも、私も見てまいりましたが、軍の監視のもとで、非常にきびしい条件のもとで仕事、労働を強いられておる。そういう状態が続いておるのであります。この軍用地の問題。

それから、水が足りないということを言われましたが、水資源はアメリカ側が押えておるのでありまして、水道公社等もアメリカの支配下にあるわけでございます。アメリカの軍関係の住宅には水の豊富であるけれども、沖縄県民の施設や一般の住民の水は非常に不足しておる。また、ごくわずかな水を使っておるその水の中にも、軍のガソリンが流入してくるというような状態で、くさい燃える水を飲まなければならぬというところもあるわけですね。嘉手納地区においては、そういうところがあるわけですね。そういうような点に對しても、政府はそういう沖縄県民の訴えを訴えを取り上げてまずアメリカ当局に強く訴え、解消する努力をいたしたかなければ、ただ海岸地帯を埋め立てて農業基盤を拡げていく、農業の生産基盤を拡充していくということよりは、もっと最初にしなければならぬ問題があるのじゃないかと思っておりますが、その点、いかがですか。

○国務大臣(床次徳二君) ちょっと私説明いたしましたことについて誤解をしていただいたと思うのであります。海岸の埋め立て等は将来の新しい工業の立地条件、また住宅等の立場になると思っております。そういう意味において、非常に有利な点であると申し上げたのであります。農業耕地のために実は埋め立てをするということとは必ずしも私は得策ではないと思う。むしろ、現在ありますところの農耕地自体を改良する、基盤の改善をするということがむしろ大きな問題ではないかと考えておるわけでありまして。

なお、水の問題につきましては、元来、沖縄はふだんは水があるのでありますが、干ばつ時には不足するという意味の立場におきまして、やはり住民の生活には飲料水が不自由であります。今日水道業の発展から見まして、これを農業用水に使うまでには至っておらないのであります。むしろ、将来のためには、私は農業用水にも、また

工業用水にも、資源の開発が必要なんじゃないか。さような意味において研究されておるわけでありまして。米軍が使っておるために一般の飲料水に不自由するということは、むしろ、そういうふうには考えられないと申しますか、今後、一般の水道事業の普及、これはだいたい各地方も普及してまいりましたが、その拡充に待っていただくべきものと思っております。なお、基地周辺の場所におきまして井戸にガソリンが混入したというのは、これはやはり基地周辺の問題として解決すべきものではないか。私も、現在の基地周辺に対する住民の福祉増進という意味におきまして、これはその補償なりまたその防止なりについてアメリカ軍側がもっと積極的に迅速に行動できるように努力してまいりたい。今日まで努力しておりますが、やはり今後ともこの努力は続けてまいりたいと思っております。それからなお、農地を拡げるために、軍用地の制限と申しますか、縮小等が必要ではないかというお話がありました。これは将来、私は、復帰の際における問題として考へべきものではないかと思っておりますのであります。現在におきまして農業のために基地を開放して、現在におきまして農地に充てるということは、現在のところそれほどの問題ではない、むしろ、現在の耕地そのものをよりよい耕地にするという努力へ進むべきものではないかと、かように考えておるわけですね。

○西村関一君 漁業の問題についてのお話でございますが、沖縄は遠洋漁業に一部依存しておると思っておりますが、本土の遠洋漁業と比べまして沖縄の漁民たちはいろいろな制約を受けておるし、また、本土政府の援助も本土の漁民並みにはなされてない。漁業の振興ということをやりましたが、そういう点に對してもより厚い保護がやっぱり必要だと思っております。

それから、それと關連いたしまして、沖縄の遠洋漁業に出るところの船舶は三角旗と日章旗を掲揚している。これがいろいろ誤認されて、国籍不明の船舶であるというふうに見られて、

工業用水用にも、資源の開発が必要なんじゃないか。さような意味において研究されておるわけでありまして。米軍が使っておるために一般の飲料水に不自由するということは、むしろ、そういうふうには考えられないと申しますか、今後、一般の水道事業の普及、これはだいたい各地方も普及してまいりましたが、その拡充に待っていただくべきものと思っております。なお、基地周辺の場所におきまして井戸にガソリンが混入したというのは、これはやはり基地周辺の問題として解決すべきものではないか。私も、現在の基地周辺に対する住民の福祉増進という意味におきまして、これはその補償なりまたその防止なりについてアメリカ軍側がもっと積極的に迅速に行動できるように努力してまいりたい。今日まで努力しておりますが、やはり今後ともこの努力は続けてまいりたいと思っております。それからなお、農地を拡げるために、軍用地の制限と申しますか、縮小等が必要ではないかというお話がありました。これは将来、私は、復帰の際における問題として考へべきものではないかと思っておりますのであります。現在におきまして農業のために基地を開放して、現在におきまして農地に充てるということは、現在のところそれほどの問題ではない、むしろ、現在の耕地そのものをよりよい耕地にするという努力へ進むべきものではないかと、かように考えておるわけですね。

○西村関一君 漁業の問題についてのお話でございますが、沖縄は遠洋漁業に一部依存しておると思っておりますが、本土の遠洋漁業と比べまして沖縄の漁民たちはいろいろな制約を受けておるし、また、本土政府の援助も本土の漁民並みにはなされてない。漁業の振興ということをやりましたが、そういう点に對してもより厚い保護がやっぱり必要だと思っております。

それから、それと關連いたしまして、沖縄の遠洋漁業に出るところの船舶は三角旗と日章旗を掲揚している。これがいろいろ誤認されて、国籍不明の船舶であるというふうに見られて、

工業用水用にも、資源の開発が必要なんじゃないか。さような意味において研究されておるわけでありまして。米軍が使っておるために一般の飲料水に不自由するということは、むしろ、そういうふうには考えられないと申しますか、今後、一般の水道事業の普及、これはだいたい各地方も普及してまいりましたが、その拡充に待っていただくべきものと思っております。なお、基地周辺の場所におきまして井戸にガソリンが混入したというのは、これはやはり基地周辺の問題として解決すべきものではないか。私も、現在の基地周辺に対する住民の福祉増進という意味におきまして、これはその補償なりまたその防止なりについてアメリカ軍側がもっと積極的に迅速に行動できるように努力してまいりたい。今日まで努力しておりますが、やはり今後ともこの努力は続けてまいりたいと思っております。それからなお、農地を拡げるために、軍用地の制限と申しますか、縮小等が必要ではないかというお話がありました。これは将来、私は、復帰の際における問題として考へべきものではないかと思っておりますのであります。現在におきまして農業のために基地を開放して、現在におきまして農地に充てるということは、現在のところそれほどの問題ではない、むしろ、現在の耕地そのものをよりよい耕地にするという努力へ進むべきものではないかと、かように考えておるわけですね。

拿捕されたりあるいは射撃を受けたりするような事例が起っているのをごさいます。これらに對しても、本土の漁船と、本土の船舶と同じように日章旗を掲揚するといふことぐらゐは現在の時点においても當然であることだと思つてゐます。そのために漁民が非常な苦勞してゐるという実情も長官は御存じだと思ふ。この點に對していかがですか。

○國務大臣(床次徳二君) 沖繩漁船の海外出漁につきましても問題であります。従前におきましてはまぎらわしい旗でありましたために問題があつたのでありまして、御指摘のとおりであります。しかし、新しく日章旗に三角の「琉球」と書いた旗をつけるようになりましてからは、その點がなくなつたのであります。なお、問題として考へなければならぬことは、豪州並びにインドネシア海域に出漁してゐるものが従来からも問題が起つておつたのであります。この點に關しましては、本土から出漁してゐる日本漁船につきましても同じ問題がありまして、ときどき拿捕事件があつたわけでありまして、御承知のごとく、インドネシアにおきましてもこの問題は了解ができてまいりまして、入漁料を払つて操業するといふ形で、沖繩もたしか一緒にこの點は解決しております。豪州につきましては今日本土のほうと大体妥結してありますが、沖繩の漁船につきましても本土並みでもつて解決すべく、たしか今日交渉を継続してゐるのであります。これが本土並みに扱われましますならば、将来におきましてはこの關係の問題はなくなる。豪州の分もあと追つかけて取り扱つてきまして、すでに解決したさうであります。

○西村関一君 日章旗と三角旗をつけるようになつてからは問題が起つていないといふことを言われましますけれども、沖繩復帰協から出してあります運動方針の中に、ぜひこれを本土と同じように日章旗一本にしてもらいたいという要求が強く出てゐることも御存じだと思ふ。そういうところにも差別待遇がなされてゐるということも言へる

のです。そういう點に對しても、現在は問題がなからこれでもいいじゃないかといふのじやなくて、あくまでも本土並みといふことを政府が言われる以上は、そういう国旗の問題についても本土と同じように取り扱うといふ努力をぜひしていただきたい。その點は総務長官としてはどうでございますか。

○國務大臣(床次徳二君) 船舶旗の問題であります。最終的には施政権の復帰の時期において実現するものと思つてゐますが、しかし、できるだけすみやかに本土と同じような取り扱いをすることが望ましいのでありまして、この點は、しばらく過去において折衝した結果、現在のようない形になつたわけでありまして、ただいま復帰協の意向がありましてのことにつきましても、もつともな御意見であると思ひます。その具體的な経緯につきましても局長から申し上げますが、なお、豪州等におきましても問題のありましたのは、日本の漁船の操業に關する協定ができて、その後しばらく沖繩の漁船の關係がやつと時間的にずれておりました。だから、そういうつなぎの期間において紛争もあつたことかと思ふのでありますが、先ほど申し上げましたように、インドネシア並びに豪州等は本土と同じに解決いたしましたものでありますから、今日におきましてはその問題は円満に進行してゐるものと思つてゐます。なお、日局長から御説明申し上げます。

○政府委員(山野幸吉君) これは先生御承知のことと存じますが、従来デルタ旗といふ、非常に知られてゐない旗を、船舶の事故を起したときの旗を切り取つたものを沖繩の船舶は掲揚しておりました。インドネシアその他でいろいろ諷刺その他の事件もあり、それからまた、国民感情といふような點も考慮しまして、日米協議委員会におきまして長い間の検討の結果、いまの御指摘になりましたやうな日の丸の国旗に三角旗、「琉球」と書いた旗を一つのセツトにしてあげることにいたしましたわけでございます。で、その場合にどうして日本

国旗が掲揚できないかといふような御議論もありましたが、何ぶんにも施政権がアメリカにありまして、船舶に對する行政権はアメリカにあるわけでございます。したがつて、所屬の海運局で船舶行政権を行使してゐる本土の船と違つて、そのまゝ日の丸の国旗があげられないじやないかといふやうなこともありまして、私もひとつとして、改善の策として現在のやうな旗を掲揚することになつたわけでございます。したがつて、ただいま長官から御答弁ありましたやうに、施政権が返還になつた時点で切りかえていくといふことに待つしかならないのじやないかといふやうに考へられるのであります。

○西村関一君 次は、自治権の獲得の問題でございます。まだ全面復帰が成就してゐない今日におきましては、いろいろな制約下に置かれてゐるといふことはやむを得ないと思ひますけれども、主席権限の拡大といふことであります。これは高等公務官の権限が強大でありますから、主席の権限といふものは著しく制約を受けてゐる。布告、布令が優先してゐるといふ状態で、自治権の拡大といふことが、これは沖繩県民の一致した希望であると思つてゐるのでございます。特に高等公務官の拒否権によつて何もできません。「何も」と言つては言い過ぎであるかもしれませんが、拒否権が使われるといふ場合においては、やはり最終的には沖繩県民の意思が通らない場合もある。こゝういふ點に對しまして自治権の拡大といふことは、日本国民であり日本国の領土であるところの沖繩に對しまして、現在非常に不幸な状態にありましますけれども、この努力を政府も援助していかねばならぬと思つてゐるのでございますが、そういう點につきましてはどういふふうにお考えになつておられますか。

○國務大臣(床次徳二君) ただいま仰せのごとく、施政権の返還を最終的な目標とするわけでありまします。これが大体間近にはなつてまいり

ましたが、しかし、自治権の拡大をはかるといふことは全く御意見のとおりであります。今日までもすでに、たとへば主席の公選が行なわれるやうになつた。これは形式的には直接権限と關係がありませんが、實質的には非常に大きな自治権の拡大であつたと思つてゐます。その他布令、布告等につきましても、従来立法院でなかつた権限が委譲されて、さうして、できる限り立法院のいわゆる民立法に切りかえるといふやうなことも実現を見てゐるわけでありまして、今後あらゆる機会におきまして努力をしてみたい。なお、警察方面の権限等につきましても、すでに若干の民警察といふものの権限の拡大といふことが試みられてありますが、今後ともこの點はできるだけ對しましては本土政府といたしましても努力してまいりたいと思ひます。

○西村関一君 國政参加の問題はどうなつておりますか。

○國務大臣(床次徳二君) 國政参加はすでに政府から議長のほうにお願いをしてゐるわけでありまします。日米の協議によりまして、一体化を円満に実現するために県民の意向を反映するといふことは必要であるといふ意味におきまして國政参加の協定が成立いたしました。今日この手続を、これは内容が国会法、国会の権限に關することでありまします。政府が立案するよりも、むしろ国会において御立案願うことが適當ではないか、かやうな意味におきまして、議長あてにこの趣旨を申し上げておる次第でありまして、今日国会の御検討に待つてゐるといふか、御検討中であると考えております。

○西村関一君 時間がありませんから、その問題に對しても深く掘り下げてお伺ひすることは後日に譲りたいと思ひますが、沖繩県民の言論の自由に對して布令が制約を加えてゐる。布令百四十四号、修正刑法といふものによりまして、民政府に對して誹謗的な、または煽動的な印刷物、文書を發行、配布する意向で所持する者は五万円以下の

罰金もしくは五年以下の懲役に処するということ
が規定されております。これは明らかに出版表現
の自由が制約されておるといことが言えるので
ございまして、日本国憲法の精神から言っても、
またさらに基本的な人権の立場から申しまして
も、こういう点は改めさせなければいけないと
思う。

それからまた、思想信条の自由につきまして
も、軍雇用者に対しては思想調査が行なわれて
おる。個人の思想信条の自由という点からも、こ
ういうことが普通に行なわれているということに
対しまして、これははつとけない問題だと思
う。そういう点に對しまして、政府はお考えにな
つておられるのですか。

○国務大臣(床次徳二君) 御指摘の布令が存在す
ることは聞いておりますが、しかし、布令によつ
て非常な言論の自由が束縛を受けておるとい
う現実の姿はないのであります。今日、新聞ある
いは放送等におきましても、全く検閲制度とい
うものはなしに、これが自由に行なわれておる
わけでありまして、

なお、軍雇用者の思想調査というものは、私
はゆるい思想調査というものであるといふふう
にはまだ聞いておらないのであります。

○西村関一君 私が申し上げておりますことは現
地の声であります。私の調査の結果ではなくて、
現地の声がそういうことを訴えておる。全然事
実がないものであるならばそういう声を上げて
くることはないと思ふのでございまして、これは
ただ一部の革新勢力の意見じゃなくて、沖縄復
帰協という保守も革新も含めた沖縄県民多数の
意見がこういうところにも出ておるといことを
お考えをおきをお願いいたします。

さらに、それらの問題に關連いたしまして、民
主的な諸制度が十分に適用されてない。たと
えば教育関係の法規にいたしまして、あるいは
社会保障関係の諸法規にいたしまして、その他
憲法に保障されておるところの民主的な諸法規
が沖縄においては適用されてないという事実が
ござ

います。これらに對しましては県民は非常な不
満を訴えておるのでございまして。この点はい
かがでございましてか。

○国務大臣(床次徳二君) 長い間戦争の犠牲を
受けて、その後の回復というものが実は自力で
やらざるを得なかつたという、まことに困難な
情勢下にあつたために、県民福祉の向上のため
の諸施設をおくられておつたと思ひます。なお、
社会保障等におきましても非常におくれがあ
つたわけですが、私どもが本土への復帰を目ざ
して最大の努力をいたしておりますことは、そ
ういうことを含めまして意味の本土と沖縄の
一体化でありまして、今日の一体化政策にお
きましては、

単に事業を実施するということのみならず、
おくれしております諸制度を本土並みに引き
直して、そして内容も本土並みにするというこ
とを目標に今日努力をしておるわけでありま
す。昨年からは実施いたしましたが、本年はそ
の第二次になりまして、昨年の経験を十分
検討いたしまして、さらに本年第二次、あと
第三年次と、わずかな年数でありますので、
急ぐものからできるだけの努力をいたしてい
たいと思ひます。今日、そのためには諸問
題委員会が十分活動しておりまして、そうし
て次々と必要な施策に對して答申をいたし
まして、その答申に従つて地元におきましても
立法院が立法する。また本土からの援助にお
きまして、この一体化の方針に従つて援助費
を出し、またそれに基きまして必要な法規
等もつくつて、今度国会にお願ひしておるこ
ろのいわゆる免許資格の法律もやはりその一
環であります。なお、現地で一番要望してい
ることは社会福祉の問題であります。施設に
つきましては漸次充実しておりますが、私ども
も見て一番大きな欠陥だと思ひますことは、
やはり医療制度がおくれしておる。端的に
申しましたならば、国民健康保険という皆
保険にはかなり遠かつた。一部の健康保険
と制限されたワケ内の健康保険法は実施さ
れておりましたが、国民皆保険には非常に
遅い。同時に、民間の医療施設も非常に少
ないといふところ

に欠陥があつたわけでありまして。私ども
今日の目標をいたしまして、社会保障につ
きましては、何と申しましたも、国民健康保
険ができるだけ早く実行でき、実施できる
ようにしたいといふふうに考えております
ので、今日からその準備をしておる。い
わゆる病院をこしらへ、これを、琉球大
学の保健学部というものを設置しまして、
その関係病院をいたしまして保健職員の
養成を行ない得るという意味の病院の
建設拡充をいいたしておる。そういうや
うなわけであります。できるだけ保
健関係、医療関係職員といふものを充
実して、そして早く国民皆保険が実施
できるようにしたい。まあ、そういうや
うな体制でございまして、一体化の
施策として講じておるわけでありま
す。

それから教育制度等におきましても、さ
きに義務教育の職員の国庫負担二
分の一といふのは実現いたしたのであ
ります。義務教育に對しまして、施設に
對しましては努力しておりますが、ま
あ、いわゆる普通教室は一応できて
おりますが、特別教室、屋体、プ
ールといふものがおくれしておるた
めに、今日では重点的にそういうこ
とに努力している。なお、設備・施設
内容等におきましての充実をはか
るというふうにしております。な
お、根本的には、やはり教育制度
そのものが本土とたいぶ異なつて
おつて、アメリカ式の教育とい
うものを用い、教育委員会制度
を持つておる反面におきまして、市
町村といふものが非常に脆弱であ
りますために、十分な市町村行政
といふものが行ない得ないとい
うわけであります。私どももいたし
ましては、教育と社会福祉とそれ
から産業基盤の充実とさらに市
町村行政の拡充、まあこの四つ
の点を中心にして予算の援助等
をいたしておるわけでありま
す。

○西村関一君 沖縄に對する差別的な植民地政
策、そういう点が改められてない現状でござ
います。旧国有地、旧県有地が接収されて
おる。それから琉球銀行や幾つかの公
社がアメリカの支配下にあるからこ
れを民移管にしなければならぬとい
う要求が強いことも御存じのとおりで
ございまして。こういうアメリカの植
民地政策のために沖縄県民が非常に
多くの犠牲を受けておるといふ現状
を改めていかなければならぬと思
ふのであります。銀行にいたしま
してもアメックスとか、BOA
でありますとか、沖縄の金融、
経済支配をしておるのがアメ
リカである。先に申しました水
道公社、開発金融公社、電力公
社、カルテックス、こういうもの
などもアメリカ政府のもとに置
かれておる下部機関として、ば
か大な収益をあげておる。植
民地搾取がこういう形で行な
われておることであり、また、
アメリカのドルが通貨とな
つておる。これに對しまして
日本円を通貨とするように
改めたいといふ要求も出て
おります。これも御案内のと
おりであります。こういう
ふうになり、つまり、差
別的な植民地政策に對する
撤廃を求めるところの県民
の声が強くあつておる。こ
ういふ点に對してはどの
ように政府はお考えで
ございましてか。

○国務大臣(床次徳二君) ただいまの御指摘の
問題、事実でございまして、これが植民地政策、
搾取であるかといふ点につきましては、私ども
必ずしもそう考えない。これはむしろ施政
権がアメリカにありますために、アメリカ民
政府中心の事業が行なわれておつたと思
うのであります。しかし、御承知のごとく
復帰も目前に迫つておるわけ
で、今日私どももいたしまして、い
わゆる一体化政策といふものを推進して
おります。したがつて、県民に非常に関
係の深いところのいわゆる関係三公社と
申しますか、そういう種類のものにつ
きましては、これはできるだけとつて
将来の復帰に備へまして、今日から形
式を改めるといふことに対して検討を
いたしておる次第であります。最終
的には復帰という問題を考えま
すが、その道程におきまして着々と準備
を進めてまいりたいと思ひます。

なお通貨の問題につきましても、これはま
ことに住民から申しますと不自由な感
じもいたしておりますわけでありま
すが、これも私どもは、復帰の際に

おいて検討すべきものでありまして、ただそれをどういうふうにして切りかえるかということ、復帰の時点における方法論等におきましてはなかなか微妙なものがあります。経済界等にも及ぼすものが少なくない。直接住民生活にも影響がありますので、その点はあらかじめ十分検討してまいりまして、そしていよいよの一体化政策といたしまして、その復帰の際におけるところの摩擦がないように、円滑にこれが切りかえができればというように、今日から検討をしておる次第でございます。

○西村閣一君 時間が参りましたので、まだお伺いしたいことがたくさんありますけれども、あと一、二点お伺いしたいと思います。

琉球政府に対する、沖縄に対する国の財政措置その他の援助に關するところの臨時措置法の問題であります。この点に對して政府は何かの特別な措置を講じているというところをお考えはございませんか。

○國務大臣(床次徳二君) 現在、本土政府からの沖縄に對する援助といふのは、アメリカとの協定に従いまして援助するようになったのであります。当初はアメリカ自体でやっておりましたが、民生の向上のためには日本の協力が必要であるということを表明されて以来、これが具体的な軌道に乗っております。御承知のごとく、現在におきましては、アメリカの支出する援助金をはるかに本土政府の援助が上回っております。状態でありまして、したがって、融資等におきましても、本土側と申しますか、地元側の意向というものも尊重するように改組したいといふいろいろな検討が行なわれておるわけでありまして、今後の援助等におきましては、いままでの援助政策からいろいろと検討すべき問題もだんだん出てくるのではないかと考えております。それで、できるだけ今後の一体化におきましても地元の意向を尊重しながら実施をするということになっております。ただいまの日政援助の立場に對しまして地元からの強い要望がありますのは、いまの援助はアメリカの援助と同様であります、補助項目がきま

りまして援助費を出している。それに対する地元財源といふものが比較的裏づけが乏しい。地元では対応費と云っておりますが、そういう自主財源が少なくないところに窮乏を感じておるようでありまして、私もそのように思っています。将来の昇財政、特に市町村財政につきましては、特別の交付税金を与えまして、その財源の拡充につとめておられますが、やはり琉球政府自体につきましてもそれを考えたと思っております。何ぶんにも現在のところ地方制度が本土の地方制度とまだだいぶ異なつたものがありますので、事務等におきましても中央事務、府県事務といふものが混合して存在しており、これをだんだん区分を分けていく。税制等におきましても十分検討いたしまして、できる限りすみやかに、本土並みの沖縄県といふもの、そういうものが存在できるし、将来の復興計画が順調に進むようにしたい。なお、将来の復興に對しましては、私は特別なやほり振興計画といふものを立てなければならぬと思つて、そういう事業の実施のためには、私は、現在の琉球政府、将来の沖縄県が、現在のままを引き継いだ沖縄県といふだけではこの実施は非常に困難ではないかと考えますので、国から特別に今後の開発事業を実施するように、事業団あるいは政府機関だとか何らかの形を考へるべきだと思つて

○西村閣一君 早速、軍の雇用員の離職の問題が起つてくると思つております。すでに起つてつあるわけでありまして、離職者に対する特別な措置を考へる臨時措置法といつたようなものを考へていかなければならぬと思つておりますが、そういう御用意はございませうか。

○國務大臣(床次徳二君) 軍雇用者の待遇の問題につきましても、私も常に関心を持っております。であります。離職者も従来からあつたわけでありまして、その対策が十分でなかつたと思つております。今回の予算におきましては、離職者対策予算を五千万円ですか計上いたしております。本土の離職者と同じ待遇、大体これに準じたものを地元でもつて実施していくことのできますようにいたしておるわけでございます。

○西村閣一君 最後に、沖縄を将来どういふ形の島にしていくかといふことについては、これは軍事基地としての沖縄ではなくて、平和の基地としての沖縄にしていく。平和産業を確立し、長官も言われたような、観光地帯をつくりあげていき、また、いままでの戦争の痛手を受けたところの沖縄が平和基地として今後発展していくような構想を考へなければならぬ。われわれの心配いたしておりますのは、沖縄の返還に伴うアメリカの極東軍事政策の一環として日本が肩がわりをするといふことを考へておるわけなんでありまして、そういう点に對しまして、これは総務長官の権限外のことであるかも知れませんが、政府といたしましてどういふ形の沖縄を今後予想しておられるか、そういう点を総務長官のお立場から一言お述べをいただきたいと思います。

○國務大臣(床次徳二君) 現在沖縄にありまところの軍事基地がどうなるかといふことは、すでに総理あるいは外務大臣その他が委員会において御答弁いたしておりますので、それによつて御推察をいただきたいと思います。私どもの沖縄を受け入れる立場、沖縄県民の立場といたしまして、今日処置いたしますのは、やはり普通の府県として十分発達できるような府県として活動していただきたい。さういふ意味合いにおきまして、ただ、先ほど申し上げましたように、沖縄は沖縄なりの特色を持っておりますから、その特色を生かして、しかも基地産業に依存するといふ形ばかりでなしに、地元におきましても地元として十分な産業を発展させて、そしてつりつぱな県として県民福祉を増進することができ、さういふふうにあるといふ期待しておるわけでありまして、今後いよいよの将来の振興計画と申しますかビジョンに對しましては、せつかく検討中でありまして、政府ベースにおきましても、民間ベースにおきましても、互いに協力して最も適切な案を立てて、なお、

めどのついたものからこれを実行していくというふうにする必要があるのではないかと考えております。

○委員長(山本茂一郎君) 中村君。

○中村喜四郎君 私は沖縄の主権選挙のときもずっと行つておりました。この間も調査団の一員として向こうへ行つてきていろいろと考へさせられたのです。それは、国会の予算委員会やあるいは衆参両院で沖縄の問題が語られておられるけれども、ほんとうの沖縄の問題についてのことが、一面において忘れられておるのではないかと、沖縄がやがて返るといふことはわかつておる。基地の態様がどうかといふことが問題なんであり、西村さんがお話しのように、私は沖縄が復帰した後にはどうあるべきかといふこと、復帰とそれから本土との一体化といふものは切り離すことはできないけれども、しかし、次元が違ふ問題であつて、復帰といふことは、極端に言えば、きよく復帰といふことがきまれば復帰することができけれども、沖縄の人たちをどうするか、沖縄の経済をどうするか、いまの法制的に違つた角度をどう日本にのみに切りかえていくかと、こゝろは非常に深刻な問題が横たわつておると思つて、選挙の際にも各地を歩いて、屋良さんが勝つた理由といふものも、いよいよ屋良さんらしい日本人の操とか、日本人の魂とか、あるいは日の丸を先頭に立てて運動に立つたその姿、あるいは農家に私たちがたずねていっても日の丸の旗がどこの家の中にも掲げてある。いわゆる沖縄のナショナルイズムがあの選挙を支配したんだ、早く帰りたい、日本と一緒にいたいといふ、こゝろは、政治の信条やその他を乗り越えた姿のもの、いよいよのナショナルイズムが屋良さんを勝たせた一つの大きな原動力であるといふこと、したがって、私どもも政治の場において取り上げる形は、復帰の問題についてはとにかく真剣に考へなくちゃならぬと同時に、今度私たちが沖縄に調査にまいりまして、私たちが考へておつたことが如実にわかつたわけですから、それは、私たちが個々に会つた場合に、沖縄

立法院の皆さん方にも会いました。その公式なことばは、いずれも早く帰してほしいということであるけれども、座談会や委員会の席に出ることばは、というものは、帰るときに私たちの経済というものをどうするんだ、このことを考えてももらえないか、そういうことが非常に真剣なことばで私たちにはね返ってくる。経済界の人も同様だと思ひわけでございます。こういうことを考えてみたときには、私は、沖繩のいわばいままでの姿というものは、政治というものの一つの、何というか、イデオロギーというのが先に進んでおった。立法院の選挙の場合でも、議員が学校の先生出身者がほとんど半数を占めたということ、労働者、教育者が先頭に立つてそれが立法院の議席を占めたということ、その中で、経済界の問題がどう取り上げられていくかということが非常にこり薄れていく、薄れていくと残念だという声が経済界ではね返ってきておる。

そこで、私はきよりは特に經濟の問題について
總務長官にお尋ねをいたしたいわけですが、復歸
するまでの過程をどうするかということ、復歸し
た後の沖繩の經濟をどうするかということをお尋
ねしたいわけですね。先ほど西村さんの御質問に對
しましても、たとえば土地改良をやっていくん
だ、埋め立てをやっていくんだと。土地改良をや
るとしても、あそこでは土地改良はできないはず
です。日本のように農地法がないのです。昭和十
五年にできた農地調整法のままです。地主と小作
人のままです。いま、ここで基盤整備をやるうと
してもできないんです。だとすれば、農地調整法
をどう持っていくか、日本の農地法をどう適用す
るか、基盤整備のための助成金はどう出すかとい
う問題もすでにそこに横たわっている。土地改良
をやるについても地籍調査をやらなくちゃならな
い。今度予算にも出ていますけれども、地籍調査
を十分にしなければ土地改良ができるはずない。
金を流してもできるはずない。これも問題だと思
います。また、港灣の問題でもそうだと私は思
います。確かにサンゴ礁で埋め立て可能で、長官

が、工業団地としてやると言われたが、私も那覇をこらうずつと見ておりまして、飛行機の上から見たり回りを見まして、私は屋良さんに言ったのです。嘉手納基地で、あんな小っちゃなところでB 52、B 52と騒いでいずに、なぜこの埋め立てのことを考えないんだ、私らの考えでも二千万坪は埋め立てできるのじゃないかと。二千万坪の埋め立てが可能です。茨城県の鹿島の砂丘地帯の前人未踏のところに掘り込み式の港をつくって、二千万トンの船の港が固まなくてき上がりません。その投下資本が約一兆円。三十万、四十万の人が集まります。そこからの年間の出されるものは一兆五千億から二兆円になる。あそこを見ていったならば、それと同じ形態だから埋め立て可能なんです。可能ならば、あすこの埋め立てをやってそこをへ新しい町をつくってやって、沖縄の人が住めるように、那覇の人が、労働者の人が住めるようにして、りっぱな家をつくってやって、そこへショッピング・センターをつくってやることも可能なんです。私は、そういうことは当然考えるべきだと思ふ。嘉手納の村に行つて村長さんに私は尋ねたのです。小学校が爆撃機の音で毎日授業が中断する。村長さん、二キロぐらい離れたところに小学校を移す計画を立てたことがありますか。マイクロバスで移動できるじゃないですか。やったことはない。先ほども、燃える井戸というのが出た。燃える井戸というのはのふたを取ってみしました。二年半前にふたしました。私は、燃える井戸、いまでも出るのかと言ったら、テストしたことがない。じゃあ、十メートル先をボーリングしたことありますか、二十メートル先をボーリングしたことありますか。ボーリングはしません。ボーリングしてほんとうにそこから油が出るかどうかという科学的な調査をなぜやらぬのか。私は、そういう問題が沖縄の場合横たわっていると思ふ。それが基地にたよって生きている人の一つの姿ではなからうか。こういうことの問題をかかえているわけです。

そこで、私は前段が非常に長くなりましたけれども、

ども、とにかく私の持つ考え方、思想をまず申し上げて、長官の御意見を承りたいわけでございますが、沖縄の援助計画に、日米琉の諮問委員会から今度の二百二十七億かの援助計画、こういう計画は何年続けてやる計画か、まずお伺いしたいのです。

○国務大臣(床次徳二君) 政府の方針といたしましては、一体化政策は三年というのを一応のめど、なにしておりまして、ことしはその第一年次といたした準備を必要とする法制等につきましての手を加えまして、これに必要な予算をつけたわけでありまして、来年、再来年、大体あと二カ年をもつて本土並みを目標としていくものであります。来年の事業につきましては、さらに現時点において地元の意向というものをよく聞きながら編

成してまいりたいと思う次第であります。しかし、大體の方針におきましては、従来のような一体化方針というものでもって私はできるのではない。ただ、これはいろいろ各方面の協力を得なければならぬ。たとえば、予算だけ取りましても、制度のほうがおくれてまいりますと、実施がおくれるというような形もあります。また、産業方面の受け入れ体制も伴わなければならないということになります。やはり県民と政府の方針というものが一体となつて、そうしてこれを迅速に処理していく、消化していくということが必要ではないかと思つております。

○中村喜四郎君 いまの三年計画、私は今年度の計画を見ましても、二百二十七億の中で教育に六十三億、社会福祉に四十四億一千七百万、市町村財政に十八億、こういうことを見てみると、二百二十七億の中で、沖縄の人たちが経済の立て直し、自立経済になっていくための産業基盤整備等に対する予算関係というものは非常に少なくて、社会福祉とかあるいは教育だけにも重点を置かざるを得ない、そういう姿だと思つてわけです。これでは産業復興というものはできない感じが私は受け取るわけでございます。たとえばパイプで

すが、先ほど長官が沖縄保護経済だと言われたが、砂糖を日本本土に輸入するのに国際価格の三倍です。三倍で日本が引き取っている。パインでもそうでしょう。パインでも、日本の需要の七五％は沖縄から取っている。しかも、国際価格から言えば二倍なんです。二倍の価格で買っているのです。これが本土と復帰で一体化になった場合に、そういうふうな保護政策がとれるかどうか。貿易の自由化のありしの中で、沖縄だけのパインを二倍の価格で取り、砂糖を三倍の値段で買っている。しかも、それでも糖業が不振であり、パイン産業が不十分だというこの現実の中で、私は沖縄の産業を守ってやるべきではないのではないかと。したがって、そういう産業基盤整備のためにはどのような措置をとるか、ひとつお伺いしたい。

○国務大臣（床次徳二君）　とりあえず現在やっております一体化の問題は、本土と同じ制度のもとに同じレベルまで生活水準を上げていくということが目標になっておりますが、仰せのごとく、過去二十数年間ほとんど破壊し尽くされた国土というものに対して十分な資本が投下されていないというものが現実の姿でありまして、根本的には、だから、これに対する大きな計画を持たなければならぬ。私も、これをいわゆる産業振興計画としまして一体化計画と並んでこれを実施してまいりたい。これには当然相当大きな資本が必要であると思います。例から申しますと、奄美大島が復帰いたしましたときに同様でございますが、とりあえず行財政の制度の補助というものを出してありますが、しかし、特別な振興計画をやらなければならないというので、奄美につきましても振興計画はこととして三回の改定をいたしておりますが、その経験から見ましても、沖縄については根本的な、最初から相当規模の大きな振興計画をつくってこれを実施する決意が必要であると考えておるのであります、この計画をできるだけすみやかに立てていきたいというので、今

日もいろいろと準備をいたしておるわけでございます。

なお、お話し砂糖とパイナップルにつきましては、私は復帰の際におきましてはそれほど大きな問題ではない。現在の本土にありまるところの甘味資源の特別措置法がそのまま適用されておられるから、あのワク内におきましては一応安定しておるので、実は安定しておるために積極的な改善事業も行なえなかったのではなからうかという気持ちを持つておるわけであります。それから、パイナップルにつきましては自由化に対するワクがありまので、これでどうやら外からの安いパイナップルの輸入というものを外割りによって押えているのでどうやら今日はおいてあるというわけでありまするが、しかし、現在をもち安易な気持ちでもって地元産業がおったのではない。糖業におきましては、パイナップルにおきましては、よほどの合理化と生産性の向上につとめてもらわなければ、いつまでも本土側が世話を焼くというところはなかなか困難ではないか。さういふことを前提として、今後両産業の保護育成と申しますかを考えてまいりたいと思ひます。

なお、お話し砂糖とパイナップルにつきましては、復帰の際におけるところの各産業関係者といひますか、県民の不安といふもの、これはまことに私は大きい。過去におきましては復帰、復帰と言つて復帰だけを大事に考えておりました。しかし、いよいよ復帰が現実の姿としてあらわれてくるとなると、その際において産業がどうなるかといふことを今日においてあらためて考えるという事態になった。この点は沖縄におけるところの復帰運動、同時に、日本政府の沖縄復帰に対する努力といふものが結論に近くなつたことを私は示すものだと思うのであります。しかし、単なる復帰願望を達成するといふだけではいけないので、当然その不安を解消するところの努力を講じなければならぬ。その意味におきまして、一体化と将来の産業計画と申しますか沖縄の振興計画といふものはやはり不離のものとして今日において検討すべきものと思ひます。

しております。

○委員長(山本茂一郎君) 速記やめてください。

【速記中止】

○委員長(山本茂一郎君) 速記始めて。

○中村喜四郎君 私、長官の意見に全く同感なんです。とにかく復帰といふことはもうスケジュールの中に入っているわけですね。一体化のほうはスケジュールに入っていない。一体化のほうのスケジュールをどうするか、具体的にやっていく。先ほどのように、長官が特別振興計画を立てる。これはどういふ構想で立てるかわかりませんが、おそれなく立ちあがりなすべし。おそれなく沖縄の独自の開発をやっていくための、伸ばすための政策をとらなくちゃならぬと思ひます。これは後刻特別振興計画についてはお尋ねしたいと思ひます。でございますが、とにかくいまの沖縄をささえているものは、沖縄の産業は基地だといわれるくらいに五〇％、四〇％は基地から入ってくる収入によつてささえられているといふこと、このことから、基地がなくなつた場合、あるいは基地の態様のいかんによつて相当これは変わってくるわけですね。たとえば嘉手納の場合に、嘉手納の村長さんから私がいただいた資料を見ますと、嘉手納の人口が一萬五千四百四十人、世帯が三千六百一十一世帯です。ここで軍からもらう給料が二百六十一万ドル、サービス業が百八万ドル、軍用地が五十七万ドル、あとの収入といふのは三万七千ドル、これは農業その他です。いわば基地関係と第一次産業との比が一三二対一なんです。完全に基地にだけたよつておるいまの嘉手納の姿。これと同じようなことが那覇全体についても、コザ地区あるいは那覇全体の地区についても、私が例をあげれば――私が例をあげるまでの必要もなからうかと思ひますが――そういう基地経済の中にあつて基地がなくなつた場合に、それでは先ほど西村さんがおっしゃつたように、農耕地に軍用地が向けられてそれで農業が成り立つか。成り立たないでしよ。現在の沖縄の全土に占める農業地帯で、サツマイモをつくっているのは五〇％で

す。面積からいへば二万九千八百三十ヘクタール、これがサツマイモの地帯です。そのサツマイモのそれ高を見ても、内地のそれ高から比べればはるかに低いわけですね。そうしてみると、あの農耕地を、サツマイモに使われている畑の土地改良をやる。先ほどのように水資源の開発は可能性が多あるわけですから、私も見まして、水資源は十分開発する余地があり、畑にかんがひする余地があると思ひます。これをやってやるならば、私はあつた農業生産といふものは極度に上げ得る方法もあると思ひますが、しかし、農業だけやっただけでは、昔のようなサツマイモのそれ高が多くなるだけであつて、そんなに食べられるものじゃないです。原始的な農業、それは望まないところでしょうから、農業のほかにさらに漁業とかその他の開発をやつていかなくちゃならないわけですね。沖縄の全部の銀行合わせまして年間約一億高といふのは、私どもの調べた範囲では三億六千万ドル、一千三百億です。地方の、たとえば茨城県の一地方銀行の半分の扱い高しかないんです。あるいは沖縄県と鳥取県と対比してみると、一地方銀行分の取り扱高よりも少ないわけですね。したがつて、金の道がつかないために産業を興すこともなかなかできない。手当てをしてやることもできないという。だとすれば、ここに私は国の、本土政府からの財政援助のほかに、長期に融資する資金のルートといふものをつくらなければならない。基地地帯産業といふものも伸びていけなく、さういふふうに考えるわけですが、長官いかがでしょう。

○國務大臣(床次徳二君) 金融の問題につきましては御意見のとおりだと思つておりますが、まず、先ほど基地経済のお話がありましたが、基地の態様が将来どうなるかといふことは、これは総理が白紙だと言われておりますが、まあ、相当時間かかることではありますし、これが急激に変動あるかどうかといふことにつきましては皆さまた方の御判断にまかせなけりやらないと思ひんでありますが、ある程度までやはり地元にくついであります。そう大きな変化はないのではないかと感じがいいたしますが、これは時間の問題で、総理の日本会議の結果でもつてひとつ御判断をいただきたいものと思つておりますが、しかし、金融問題につきましては全く御意見のとおりであります。私もさういふ思ひますが、地元におけるところの長期低利の金融が欠けておる。これが戦後長い間の空白状態にありまして、資本の蓄積の余裕がなかった。目前の事業経営に手一ぱいであります。全く資本らしい資本が入っていない。しかも、ある資本は相当高いといふところの難点があつたわけでありまして、したがつて、昨年におきましては本土で二十八億低利資金の融資を郵政を通じて出しました。ことしは五十三億出しておりますが、将来ますますこれは拡大すべきものと思ひますが、なお、先ほど申し上げましたような将来の振興計画を立てます場合におきましては、さういふことを考慮いたしまして、相当はるかな融資が必要である、さうして、いわゆる戦後の空白の基盤を回復して将来発展できるところの基盤をつくりあげる必要があると考へております。

○中村喜四郎君 さらにこの沖縄の将来を考えた場合に、私は全体的な開発計画の問題ですが、先ほど長官から、いわば南の前進基地と、さういふ中継基地といふような構想がちよつと出ましたが、私も、飛行機の上から見たり、沖縄の地図を見たり、もうさう考へた場合に、沖縄が将来伸びていくためには農業だけではこれは絶対やっていけないわけであつて、漁業だけではあつてもやっけないと思ひます。沖縄はその場所的な環境からいへば、本土までが千五百キロ、ソウルまでが千四百キロ、台北までが六百二十キロ、マニラまでが千四百五十キロ、上海までが八百キロ、さういふ点から考へていふ場合に、いわゆる軍の基地としてでなく、将来の産業基盤等々の場合に、中継基地として伸びる道は、その港のよさと関連してできるのではなからうか、さういふこ

とは長期的な視野に立って考えていかなくちゃならないし、その場合に、日本の本土の資金、もちろん地場の資金だけでは足りないから本土の資金、さらに私は外資導入というところも、当然これは開発資金としての面から考えていかななくちゃならぬと考えているわけですが、いかがでしょう。

○国務大臣(床次徳二君) ただいまの御意見まことにごもっともなことだと思っております。相当地は積極的に開発する余地があるのではないかと考えております。現在もう一、二の事業が進出を希望していろいろ計画をしているようでありまして、やはりいわずの先行投資として確実に成り立つ産業が早く足場をつくつてもらいたいと思っておりますが、その節におきましては、私は規模の関係から申し上げますと、御指摘のとおり、地元の資本じゃもちろんだめです、なお少し大きな規模のものでありますならば、本土からの協力ということも当然あります。それだけでも少ないのじゃないか。国際資本によるということも、これはものによってはやはり必要になる。そのくらいの額のものが必要になるのではないかと考えておりますが、どういふ計画をするかということにつきましては、政府が先に立ってやるというわけにはいきませんので、これははいわゆる産業界の意見も十分取り入れまして、今日までいろいろと調査も出ておりますし、また、過般も本土からの経済団が参りまして、これは四回目の会談をしておるわけでございます。その会談の結果におきまして、いろいろのサセツをしておられますが、こういうことをだんだんと具体的な裏づけをしながら実現がきますように進めてまいりたいと思っております。

○中村喜四郎君 ぜひ長期的な視野に立って検討を加えてもらいたいと思つてます。なお、沖縄の将来を決するものは水資源じゃないかと思うのでありまして、水資源の開発については、これは長期的な視野に立って、しかも、その調査には金がかからないはずで、農業者にとつてもあ

るいは基地ののもろもろの問題との関連、先ほど西村さんがお話のように、水の問題とも関連して私はやるべき、打つべき時期ではなからうか。これはいまの施政権の中でも水資源調査はできるはずですよ。さらに、先ほどちょっと触れました埋め立ての問題ですが、私は約二千億くらい金を本土政府が思い切つて出す考えになれば、基地公害の問題は、あそこにあるB52やその他の問題がかりにあつたとしても、解決ができるのではなからうか。これはひとつそういう基地との関連とは別に、新しい町づくり、ニュータウンをつくる。公害を除く。あるいは前進基地もこういうことからすれば可能性を持っている。高瀬代表に私どもは話して、屋良さんにも飛行場で話したのだが、屋良さん、非常におもしろい考え方だ、ひとつ内地でも検討してみたいかというお話ですが、私はやるべきだと思つてます。新しい陸地をつくることは可能。私は各地の埋め立て工事等を見るときに、こういう新しい島づくり、新しい陸地づくりということ、沖縄の島民に希望を与える一つのよすがとなつていくのではなからうか、こういうふうな考えをわけです。これは私の希望として申し上げておきますから、御検討をいただきたいのであります。

時間がないので、あと十二、三分のようです。さらに私は、先ほど、沖縄の振興のために特別振興計画を持つ。いわゆる開発事業団であるか開発公社というか、そういうものをつくるような何か煮詰まったもの、ございますか。

○国務大臣(床次徳二君) この問題はかねがね提案されておりました。研究しておる次第であります。現時点で、あるいは北海道開発庁に類するような沖縄開発庁みたいなものが置けるかどうか、あるいは事業団形式でやるのはいかどるかということにつきましては、いろいろ検討しているところでありまして、やはり本格的には施政権の復活の際にスタートするのがいいと思つてますが、それまでの間という形でこの案を進めるかという、

案そのものがまだ十分な調査ができませんので、本土からいわずの技術者を派遣いたしまして、いろいろの形で今日調査をさせておるわけでありまして、したがって、各種の資源の開発等につきまして、技術援助の形で調査団を派遣しまして手を付けておられます。そういうものがまゝとりますならば、私は基礎的なものができるのではないかと考えております。同時に、いわゆる土地造成であります。経済的に一番いいのは、やはり工業敷地なり住宅敷地としてできるのを、農耕地としては、先ほど申しました、何をつくるかというものが多少問題がありますので、農地造成という意味においては、必ずしもすぐにペイするかどうかという点については疑問ではあります。ほかの用途がありますならば、十分過去の実績から見てもペイしているわけで、したがって、大いに期待のできる仕事だと思つて、やはり必要な融資につきましても、今後とも積極的にこれが入れ得るんじゃないか。

○中村喜四郎君 特に特別振興計画を至急具体的にやるような方向をとつていただきたい。私たち現地を見てそう感じたいです。その際に、できるだけ現地の声が反映するよう、現地の意識もつてそれを組み立てられるような方向が私は特に必要だと思つて、いろいろのは、沖縄の皆さん方に言つては失礼かもしれませんが、少し本土にたより過ぎるきらいがなきにしろあらずのところがあつたわけでありまして、それは基地経済の面や、あるいは沖縄が中国あるいは薩摩藩に支配され、明治政府、そしていまのアメリカ政府に支配されておるという歴史の中から、そういう県民性が一部には生まれ出たものではなからうか。たとえば、先ほどの嘉手納の「燃える井戸」というのは、なぜほんとうに「燃える井戸」なのかその原因を十分剔抉するだけの措置がなされないうまま補償要求がされていくという形や、もろもろの観点から言つて、私は本土がめんどろ見るべきだという考え方はなく、沖縄の人が沖縄を立ち上らせるといふ方式に持つていくためには、振興計画の中に、

どうしても現地の人たちの意欲が盛り上がるような体制をつくる必要があらうかと思つてます。いかがでしょう。

○国務大臣(床次徳二君) 何といたしまして、お話しのように、地元の人々が積極的な意欲を持つことが非常にいいわけでありまして、幸いにして、先ほど申し上げましたように、本土と沖縄との経済人の懇談会というものが、これで四回目になります。今度の決議におきまして、さらに引き続いてこれを具体化するためにやろう。本土におきましては、市川忍団長が代表して、経団連、会議所等の五団体がまゝ調査団を派遣して、現地の会議所その他実業団が中心となつて話し合つておられます。私は、今後やはりこういう民間ベースのものを十分に進めながら、日米両政府並びに琉球政府という三者がバックアップしながら計画を進めてまいりたいと思つております。

○中村喜四郎君 もう一つお尋ねしたいんですが、この間の新聞に、総理府で新しい構想を出したと、それは沖縄援助のことですが、年間四万トン近く沖縄に援助米を出す、こういう計画を練つたということ、簡単にひとつ概要をお知らせいただきたい。

○国務大臣(床次徳二君) 沖縄は年間九万トン消費しておりますが、一万トンが地元産米であり、あとは今日加州米と豪州米を買つたのであります。しかし、本土の実情からいいますと、これを本土に切りかえることができません。非常にはいいのではないかと。昨年西村農林大臣が沖縄を訪問した際にも、そういう構想を提案していただいたのであります。ようやくことしの正月になりまして、琉球政府から貸し付けの要請があつたわけでございます。今日、大蔵省、それから農林省、それから総理府、三者一線になつてその方式等につきまして具体的な案につきまして検討しておる次第でありまして、新聞に出ましたものは、これは総理府案となつておりますが、これはほんとうの一つの意見が出ただけで、別に総理府としてさういふ形にまとめたものではありませ

が、しかし、本土の米を向こうでもって買つてもらう、そうして、その米代金を農業開発に使うという基本的な構想は、私は非常にこれは役に立つことだ。先ほどお話しのように、地元におきましては長期の低利資金というものが非常に要求されているんです。したがって、米代金というものを蓄積してそれを運用する。特に農業開発に運用できるようにすれば、私は政府の管理米を貸し付けたりするということはまことによいことじゃないか。さらに、具体的にどういう形がいいかということにつきましては関係各省との相談を進めてまいりたいと思っております。

○中村喜四郎君 新聞等を見てみると、一年間に沖繩に約四万トン、いまの長官の話だと、沖繩産米が一万吨、加州米が八万トン、沖繩の総需要が九万トンで、そのうち四万トンを日本の米の貸し付けをやっていく。加州米が向こうで、私たち聞いてみても、石当たり一万円を割ってある。ここの日本米は二万円をオーバーしている。この米が加州米のかわりになって四万トン出されたらとすると、大体四万トンと仮定すれば二十七、八億円の米代が浮くわけですね。加州米を輸入するかわりに内地米が行った場合に浮くわけですねけれども、沖繩としては浮くけれども、こちらの食糧会計のほうではこれは問題になるの、それから、沖繩の米の場合、貸借関係がどうなっていくか。この問題がいま大きく浮かび上がってくると思うのですが、いかがでしょうか。この点は、私どもも現地に参りましたときに、加州米を輸入してあるのだ、いま日本では余ってある、この米が沖繩に使われるならば、沖繩の開発資金にそれが流用されるんではないかと、一石二鳥の案ではないかと、この問題について大蔵省等においては反対——食糧会計の赤字会計をどうするか、将来沖繩に米を貸した場合に、出した場合に、払い方をどうするか、韓国に貸し付けたのと同じような形で行くのか、そのことまではまだ煮詰めておりませんか。

○国務大臣(床次徳二君) ただいまお話しのように、基本的な考え方としては、まことにいい案だと思っておりますが、ただ、御指摘のように、先生もいろいろお話しになりましたが、沖繩は沖繩の特殊事情もありまして、その関係をどう調整するかというところは今日検討中でありまして、できるだけ早くこの点は詰めまして、沖繩の発展のためにひとつ活用したいものだと思っております。具体的なことはまだ詰まっております。検討中であるということをお断り承知いただきたいと思います。

○中村喜四郎君 まだ検討中ということについてはよく了解しました。ひとつこれは沖繩の産業開発の上においては大きなことになって、いわゆる米でお互いの心をつなぎ合うこともできることだし、経済開発の基盤をつくり出すこともできるし、私は、大蔵省とも十分折衝をして、こういふものが沖繩の特別振興計画の一環として具体化されるように、しかも、これは研究が長くなったんでは、こゝろ考えてもおそろくやられるのは四十六年度にしかやれない、今年直接やることはできないという、それは法律的な行為であるいは経済的な問題から時間がかかるわけですから、至急具体的に計画を立てて、沖繩の振興計画に充てていただきたい、かように考えるわけでございます。時間があと二、三分でございますから、締めくくっていきたく思います。沖繩の問題は、そういうふうな復興と一体化ということで並行的に行なわれるべき性質のものであるけれども、復興の課題だけが大きくなっておいて、一体化への道が比較のおそろかにされているからいがあることとはいいなれないと思います。それが沖繩県民の一番本土に対する不満ではなからうか。復興ということとはわかつてはいる。復興に対する方法とあるいは基地の態様とについてはもういろいろ問題はあっても、しかし、問題は復興した後本土と一緒にやっていくのかどうか、これが最大の課題だと思えます。このことを私は大きく取り上げていただくことを強く長官に要望いたしまして私の質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(床次徳二君) 先ほどの米の問題につきましては、御趣旨のとおり、私は積極的な前向きな立場でもって検討しておりますので、ぜひ御趣旨に沿いたいと思っております。

なお、一体化につきましては、総理府の仕事は、この一体化を進めること自体が一番の使命だと私も考えて今日努力しておるわけでございまして。ただ、一時やはり一体化ということに対して誤解も少なくない。しかし、最近になりまして、一体化がやはり将来のために必要だということとがだんだん地元で理解されてきて、この協力が進みつつある。私も、さらに一そうひとつ御期待に沿うように努力いたしたいと思っております。

○中村喜四郎君 委員長、私の質問で少し残したんですけれども、大松さんがちょっと関連したいと言いますから、ちょっと伺います。

○委員長(山本茂一君) 大松君。

○大松博文君 ちょうど私がバレー時代にも行きましたし、選挙の前にも行きました。この前も委員長と一緒に沖繩に参りました。いろいろな方の話を聞いておりました。沖繩県民は昔は中国の支配下であつて圧迫された。次はまた島津藩にいろいろ圧迫された。その次は薩摩藩によって沖繩県になったが、異民族扱いされた。その後はまた終戦直後に日本が委任統治としてアメリカに出した。そういう中で非常に苦しみなめてきた。にもかかわらず、最近まで沖繩県の県民のことは何一つ言わなかった。最近になって佐藤総理が、沖繩が返還されなければ戦後は終わらないと言ったことからして、いろいろ言われるようになった。それはいいんだ。しかし、そういうことになつて現在一体化と言われている。しかし、沖繩の現在の収入というものは、これは三十七年で三億六千万ドルだ。しかし、そのうちの米軍の関係、これが大体五五％の二億一千四百万円。米軍の大体五万人、これの給与のうちの四一％が現在沖繩へ落ちてくるんだ。そうすると、大かた三億ドル近く落ちてくる。それだけ落ちておりながら、本土

の連中は、一体化と言いつつながら、たつたの二百二十七億かの援助しかしてない。こういうことで、わしらは今後一体どうなっていくか。これはどこまで苦しみめられたわしらを救ってくれようとする気があるのか。そういうようなことじゃわしらはやっていけないんだというようなことを盛んに言っていました。そうしますと、今後あの県民が幾らあれば本土と一体化になるか。いまのうちに援助をしてもらわなければ、同じ一つの県になった場合にはもうそういうことはしてくれなくなるんじゃないかという非常な懸念を持っています。こういうことを考えたときに、もつともっと早く一体化になるような政策を私は出さなきゃいけない。そういう点で一体幾らぐらい今後はいけるのか。そういう点で一体幾らぐらい今後はいけるのか、それをお聞きしたいんです。

○国務大臣(床次徳二君) お話しのごとく、過去におきましては、ずいぶん沖繩の実情というものが本土の各府県と差があつたわけですね。この格差を是正するために援助というものが始つて、援助の歴史というものはずいぶん長いんで、岸・アイク会談以後の問題でして、池田・ケネディ会談になってからさらに大きくなってきて、今日ようやく二百二十七億ということになって、今日ようやく非常に大きな増加率を示してやつとその状態になった。今後ともますます伸びると思っておりますが、現在の状態、大ざっぱに申し上げて、県で申しますと、八割以上ということになっておるようでございます。町村で申しますと八割弱という形だと思つて。さらに来年、再来年を努力いたしまして、これを本土の府県並みに上げていきたい。さらに根本的には、先ほどお話しがありましたけれども、いわゆる経済振興計画というもので十分な融資をいたしまして基盤の確立をいたしてまいりたい、かように考えておるわけでございます。今日その予算を消化すると同時に、諸制度も本土並みにしないとうまくまいりませんので、制度の本土並み一体化とあわせまして、現実の生活も一体化していくという状態でありたい。

○大松博文君 沖縄の方は、もうあと二年か三年すれば一体化になるだろうというような考えを持っておられる。にもかかわらず、一つもその具体化をしておられないことを盛んに言っておられます。

それとも一つだけ、嘉手納基地がございす。あの横へ行きますと、先ほど言われましたように、井戸からガソリンが出る。そうして学校においても授業もできない。一つの小学校なんかは、防音装置をしておいても聞こえないような状態。まあ、危険があるというようなことからして、非常な基地に対する反感を抱いておる。そういうところでその部落の方に私がいろいろ話を聞いた。そうしてこの地区がどこかへ、こういうような場所へ施設をつくって移転すればいいじゃないかと言ったところが、移転すれば私たちの生活ができなくなる。なぜだと言くと、基地の人の住宅、また基地の人のいろいろな収入、こういうことから生活ができなくなるから困るんだ。それはわしらはできないということを言っておりましたが、しかし、私が考えるのに、そういう人の町をどこかへ移転して、そうしてそういう不平不満がないように私はしてやるべきだ。それを、施政権が返還されるまでではなくして、いまのうちにすぐに計画を立てて実施してやらなければいけない。そうすると、あのすぐ横にもサンゴ礁があって、すぐ埋め立てできるような場所がある。そこへそういう計画を立てればいいと思いますが、長官、そういうお考えはおありですか。

○国務大臣(床次徳二君) まず一体化の問題であります。当初は一体化というものの考え方が住民にわかりにくい理解がされていなかった向きもあったと思うであります。しかし、だんだん復帰の時期が迫ってまいりますと、一体化が必要だということがわかり、また、一体化の実というものがあがってきたことを認識してもらっておると思うであります。今日、諸制度そのものも立法院が努力してこなしておられますが、本土におきましても、ことし提案しております免

許資格の問題なんかそのあらわれであります。だんだん進んでまいりますれば、これに対する地元の方の了解と協力も同時に進んでくるのではないかと思います。学校施設、それから社会福祉関係、それから産業面、町村がかなり改善をいたしております。私は、あと二年でもって大体予期したところまででありまして、諸間委員会等におきましてもこの点が使命でありまして、同時に、琉球政府もこの諸間委員会の一体化に対する使命というものを、必要性を感じまして、積極的な態度をとるようになってきておる。私は、今後一体化というものは従来以上に進むものではないかと思っております。

それから、基地周辺の住民の福祉の問題につきましても、これは従来からことに重大な問題であります。特に沖縄におきましては軍が直接接し向きもあるわけでありまして、補償その他の措置については、さらに一そう努力されたい。御承知のこと、本土におきましては基地周辺の整備法というものができておりました。かなりと申しますか、進んでおるわけでありまして、これと比べると、沖縄におきましては、よほど差があるわけでありまして、これは軍が直接施政権を握っておりますところにも不自由があります。一そう米側の理解を求めますとともに、将来におきましては、やはり基地の取り扱いにつきましても、これは本土におきましても依然として問題はあります。できるだけ本土の施設というものを念頭に置いて努力していきたいと思っております。

○委員長(山本茂一郎君) 多田君。

○多田省吾君 私は、沖縄問題と、それから若干北方領土についても質問させていただきますが、審議の都合上、沖縄の問題を先にやらさせていただきます。

沖縄のいままでの犠牲あるいは屈辱というものは、やはりどうしても即時無条件全面返還をなし遂げなければ解決しないと、根本的にはこう思う

わけでありましても、特に私はここで、沖縄におけるアメリカ軍人及び軍属の犯罪についてしばしば質問したいと思っております。

この前の二月九日行なわれた沖縄県高等学校弁論大会において二十三人が話したわけでありまして、その中でもB52の墜落事件とか、あるいは「燃える井戸水」であるとか、それから爆音、そういう問題とともにアメリカ兵による殺人事件、犯罪事件というものが強く高校生によって語られているわけでございます。特に米軍人による国場君殺人事件なんかは、中学三年の国場秀夫君が米兵連射の大型トラックにはねられて即死した。しかも、青信号を渡っていたときに、学友と一緒に歩いてたときに殺されたわけでございますから、運転していたアメリカ兵の責任がきつととられると思つてたところが、軍法会議では無罪であつたというところから、非常に強い屈辱と犠牲というところを感じておるわけでございます。

【委員長退席、理事源田実君着席】

また、最近におきましても米軍の犯罪はいろいろ起こっております。この前も三月三日には那覇市内でホステス殺人事件、あるいは二月二十二日にはコザ市でアメリカ兵のホステス殺し、これは逮捕済みであります。こつぱ問題も起きています。またさらに、私も十日ほど前に嘉手納にあるコザ市の沖繩の方々と一緒に座談会をやつたときに、たとえば、もう沖繩県民の命なんというものはまるで大ネコ同然に取り扱われている。この前も申し上げたんですが、たとえばアメリカ人の子供さんが事故で変圧器に触れてやけどをしたおりに、これは軍事裁判にかけられて加害者側に二十五万ドルという膨大な損害賠償が命ぜられた。それに反して、米軍の交通事故で子供さんを持つ親を死なせたときには、加害者側の申し出が六百ドル、最終的に示談でやつと二千ドルに落ちついた。こつぱ賠償問題にもからんでいるわけですね。それから、当然いま刑事裁判権の移管問題も起こっております。まあ、こつぱた観点から私は質問したいわけでありますけれども、

も、まず、この沖繩県民の方々の最も大事な基本的人権が全く捨て去られている。見るもむざんに打ちくだかれておるところから質問したいわけでありますけれども、最近、まあ去年、おとし、ここ数年、沖縄における米軍人、軍属による犯罪数あるいは検挙率というものがどのようになっているか、まずお尋ねしたいと思つてます。

○国務大臣(床次徳二君) 米軍の関係の犯罪件数というものは、大体毎年平均して千件前後でありまして、昭和四十年は千三件、四十一年は千四百七件、四十二年は千七十九件、四十三年は、十一月までありますが、八百三十六件というわけであります。まあ、四十三年は前年同期が九百九十七でありますから、まあ、若干は減つてはいるようであります。

【理事源田実君退席、委員長着席】

御指摘のごとく、ことしに入つても事件があつたことはまことに遺憾でありまして、私どももいたしましても、人権の尊重という意味におきまして、しばしば米側に注意を喚起しておるわけでございます。

○多田省吾君 検挙率はほどの程度でございますか。

○国務大臣(床次徳二君) 検挙率は、ちよつと手持ちありませんが、大体一般から比べると、本土から比べると、これは著しく落ちておつて、大体半分くらいですか、ちよつと詳細は局長から申し上げます。

○政府委員(山野幸吉君) 六六年の検挙率が六四、それから六七年が五二・七、六八年が四七・七になっております。

○多田省吾君 で、このように犯罪が千件内外毎年あるわけであります。最近特に凶悪犯罪もふえておるといふようなことがいわれております。犯罪が少しも減らない、しかも凶悪化しているといふこの原因というものは那辺にあるのでしょうか。

○国務大臣(床次徳二君) 事件があつて検挙率が十分でないというところは、私は基本的には、や

はり今日の検察制度と申しますか、裁判所の管轄におきまして、米軍人並びに米人関係のことは民政府関係の裁判で行なっておりまして、そういう意味におきまして、どうも徹底しないのではないかと。検挙に對しても民警察が協力するといふ立場だけでありますので十分ではないのではないかと。だから、基本的には、私どもは、何といたしましても施政権の返還ということが第一であるといふふうに考えております。それから、凶悪犯が最近特にふえたのではないかと点であります。この点は統計的に必ずしもはつきりしないと思ふのですが、これは私の感じといたしましては、やはりあそこ駐在しております軍隊、部隊の種類なり性格によつて違ふのじゃないかと思ふのです。常時おります者につきましてはあまり問題はないけれども、たまたま入つて来た者といふふうなものにつきましては案外事件があることもあつたのではないかと想像いたしております。

○多田省吾君 まあ、このように沖縄のいわゆる琉球警察で出している統計には、アメリカの軍人・軍属の犯罪に對しては一行も載つていないという状態で、これは裁判権がこちらにないのですからやむを得ないと思ひますけれども、特に基地のあるところの犯罪の特色といふものはまあ顯著なものがあると思ひますけれども、特にどういふ点に特徴がありましようか、基地犯罪の特徴と申しますか。

○国務大臣(床次徳二君) 局長から。

○政府委員(山野幸吉君) まあ、この都市によつて相違があるようではありますが、そうして、こまかい分析までは行なっておりませんが、まあ、基地周辺のたゞとコザ市とかといふことを中心にして飲食関係を含めての金の問題から発生したいろいろな傷害事件とか、それから、たとえば自動車に乗つて運転手に傷害を与えたりして逃走するとか、そういうようないわゆる基地の町としての特色はうかがわれるわけでございます。

○多田省吾君 あまりはつきりお答え願えないわけでありまうけれども、これは当然の常識といつ

しまして、たとえばベトナム戦争におけるアメリカ軍の兵力増強につれて凶悪犯罪が頻発しているのじゃないかといふことは当然常識的に考えられることであつた。また、基地犯罪の特徴として、いわゆる体力もまあ優秀で、訓練を受けた、もうが、いふ、アメリカ兵の犯罪でございまして、当然凶悪化してくるといふことも考えられます。また、婦女子に對する暴力、わいせつ行為とか、あるいはバー、キャバレー等付近におけるいわゆる酔っぱらつた犯罪、こういう面は非常に強いと思ひます。で、それについて、まあ、占領者意識といふこともありまうけれども、特に、いわゆるアメリカ兵は武器を持つてゐるわけですね。ですから、ピストルによる殺人、強盗、また武器の売り歩き、こういったものが特に沖縄県民の方々に對して安心して生活ができませんといふ恐怖感を与へてゐるわけでございます。こういう点から、アメリカ軍の武器管理のずさんさといふことも当然あげられまう。アメリカ軍当局に對してこのような武器管理を申し入れられたような事實はございませうか。

○国務大臣(床次徳二君) 武器の管理につきましては、これは米軍の責任でありますので、適正に行なつてゐるものと思ひますが、なお一般の米軍犯罪等に關しまして地元の方々の不安を除くすといふことに對しましては、機会あるごとに米側に注意を喚起しておるところであります。

○多田省吾君 こういふ点も私もアメリカ軍に對して強力に申し入れをしていただきたいと、このように思ひます。

次に、法制上の問題で若干お尋ねしたいのですが、いわゆる琉球警察の捜査権の範囲といふものはどの程度まで許されておりますか。

○政府委員(山野幸吉君) 琉球民警察官の逮捕権の問題でございますが、これは法令の八十七号によつて規定されておまして、民警察官は、「米國軍法に服すべき者が本人の面前又は視界の中で、人体に損傷を与えたり財産に甚大な損失を与える罪を犯し、若しくは犯そうとし、又は次に列

記する犯罪を犯したものと認められ、若しくは犯人がなお現場の近くにおり本人がその犯人である」と確め得る時で、米官憲が居合せない時は、これを逮捕する権限を有する」、こうして一定の犯罪が掲げてあるわけでございます。いわゆる現行犯並びに視界の中における範囲内の犯人を逮捕したら米官憲に渡す、こういうことでございます。

○多田省吾君 ですから、一応それを簡単に言いますと、アメリカ軍のほうでだれもいなくても、また基地外であつても、また、こちら——琉球民警察が現行犯逮捕した場合でも民警に取り調べ権はない。直ちにアメリカ軍に引き渡さなければならぬ、こういうことでございますね。

○政府委員(山野幸吉君) そのとおりです。

○多田省吾君 もっと具体的に聞きたいのですけれども、琉球民警察官の方が検問をしてゐる場合に、アメリカの軍人・軍属がスピード違反を犯したり、無免許で運転したり、また酒氣を帯びて運転したり、こういった道路交通違反のようないふ行ないをやつた場合の取り締まりに對しましてアメリカの軍人・軍属に對してはこちらは取り締まり権限を持つてゐるのですか。

○政府委員(山野幸吉君) この交通取り締まりにつきましては、その基地のゲートの前とか、特定のところには米軍の雇用した軍属が配置されておりますが、これは当然取り締まるわけです。一般の交通警察官におきましては、現実にそういう交通違反が行なわれておる場合は、これは当然検問し、あるいは必要な措置をとることはできる。ただ、それが米軍人・軍属である場合には米官憲に渡さなければならぬ、こういうことに相なるかと思ひます。

○多田省吾君 これは取り締まりの権限は持つてゐるのですか。事故を起こして初めて民警察の限られた権限を行使できるという範囲にとどまるのじゃないですか。

○政府委員(山野幸吉君) 最近琉球政府の警察のほうと民政府の警察のほうと協力共助に關する覚書ができておまして、それに基づいて取り締

まりを行なつておるわけです。捜査を行なつてゐるわけでございます。したがつて、ただいま私が申し上げましたような方法で処理されておると私どもは承知しております。

○多田省吾君 当然、軍人・軍属に對する裁判といふものは軍法會議で行なわれておるわけでありまうけれども、一般に軍法會議は公開されるということはいわれてはおりますけれども、一般に沖縄県民の方々は自由に傍聴できる状態にございませうか。

○政府委員(山野幸吉君) 軍法會議は、原則としては公開といつたてまえになつております。これは明らかにされておりますが、ただ、軍法會議そのものが基地の中にあるのでございませうから、したがつて、基地に入る許可をもらつて傍聴をするといふことになるわけでございます。

○多田省吾君 裁判の結果、その刑の執行状況とか、そういったことは沖縄県民の方々に告知はされるのですか。

○政府委員(山野幸吉君) 裁判の結果につきましては、従前はあまりその結果について一般的に公表がなされてゐない事例が多かつたわけでございますが、最近の実情を申し上げますと、軍法會議で裁判の結果が判明すると、直ちに一般に知らせる、こういうことに相なつております。

○多田省吾君 具体的に申しますと、十日前の沖縄の方々のふんまんも、國場君の場合と同じように、軍用車が横断歩道で、しかも、青の信号のときに児童學生をひき殺すといふような事件が数多く起つてゐるわけですね。目の前に沖縄の琉球の民警察の方がおつても、すぐアメリカの軍当局に引き渡す。そうして、ほとんど、結局、勤務中だからといふことで無罪になつてしまふ。そういう裁判の状況もなかなか見学できないし、告知もあまりなされてゐないといふふんまんがずいぶんある。全く沖縄の県民の方々の人権を無視してゐる。これではほんとうに日本人と言へるか。こういう人道、人権上の問題で、はなはだしい屈辱といふ犠牲を払つてゐるような姿が

あるわけであり。このような原因は、何といつても、これは刑事裁判権がアメリカ軍当局にあるという点に由来すると思ふんです。ですから、沖縄の警察当局の方も、もし日本に刑事裁判権が移管されれば、アメリカ軍のこのいった犯罪も急激に減少するといふ自信がある、確信もある、このようにはつきり述べているわけです。また、この前の二月、三月と引き続いたアメリカ軍による殺人事件について、屋良主席も非常に心配されて、それで警察当局から詳しく事情も聞き、また、アメリカ軍当局にも民政府にも強力にそのことを要望もしたいし、また、刑事裁判権も早く日本に移管するように申し入れる、あるいは場合によっては日米琉の合同委員会にもそれをかけたい、このように申し立てるわけでもございますけれども、政府として、もし屋良主席がそういった刑事裁判権をどうしてもすぐさま移管してもらいたいというような強力な希望があった場合、政府は真剣にそれとあつて押さえる、そういうお考えはおありですか。

○国務大臣(床次徳二君) 県民の不安を除去するという点に對しては、私も真剣な努力をしてまいりたいと思ふのであります。今日まで米軍人関係者の犯罪等に対する処置につきましてもだんだん改善されてきた。占領当時はいふんひどかつたのがだんだん改善されてきた。特に最近目につきましたことは、判決の言い渡しに對して、従来は相当重大な凶悪犯でありまして、比較的軽い判決が行なわれたのに対して、昨年の暮れにおきましては、無期懲役という形でもって判決を受けたというのが新聞にも出ておりました。この点は、米軍側におきましても、よほど裁判の実施にあたりまして考慮を加えてきた、改善されてきたものと私も考えております。今後とも人権の尊重につきましても、できるだけ努力してまいりたいと思ふますが、ただ、基本的な裁判権、特に軍人の公務に對するものにつきましては、従来の国際的な慣例もあるわけでありまして、なかなか容易ではないと思ふますが、やはり基本的には、施政権そのものが返つてまいりますることによりまして大部分のものは解決つくものと考えておる次第であります。わが国の立場から見ましても、安保条約の改定前と改定後におきましては、米軍関係の犯罪の取り扱ひも大きな改善を見たのが実例でありまして、今後におきましても、私は沖縄においてそういう改善が行なわれることを期待しておるわけでありまして、なお、警察官の問題につきましても、過般は覚書でお話し申し上げましたように、権限を拡大しまして、従来よりはだんだんよくなつておる。今後とも連絡を一そう緊密にいたしまして、不安の除去につとめたいと思ふます。

○多田省吾君 それは、根本的にはやはり施政権の返還ということになれば解決する問題でありまして、早くとも、佐藤総理等も言っているように、早くとも一九七二年中だといふような考えを述べておるわけですね。私たちの即時無条件全面返還というところはなかなか通りそうにもないですから、屋良主席も、その施政権返還の前に、こういった人道問題であり基本的人権の問題でございまして、捜査、逮捕あるいは裁判権を民側に移管するようにと、このようにランパート高等弁務官に要請をいたし、あるいは場合によつては日米琉の諮問委員会にも提訴したいと、こういうことを申しておるわけですね。それに対して政府側は、もしそういった要求が屋良主席から行なわれた場合に、もう全面的にバックアップして、そしてアメリカ軍当局に要求するかどうか、それをもう一回お尋ねしたい。

も占領軍当時のいわゆる殺人事件等においても非常に補償が少なかった。二年前よりやく三十五万五千円の死者に対する補償が認められた、こういう状態です。ところが、日本に日平和条約が発効してから、在日米軍の犯罪とかあるいは交通事故によつて起こされた補償といふものは非常に高まって、この前も横浜である方がアメリカ関係の方にひき殺された事件が起こりましたけれども、自賠償やその他米軍の補償等も合わせて千二百万円ほどの補償をもらつておるといふ姿があるわけですね。それに反して、まだ沖縄はアメリカ軍の施政権下にございまして、なかなかそういうわけにはいかない。これは、事件はあくまでも防止しなければならぬけれども、不幸にして事件が起こつた場合でも、さつき申しましたように、加害者側の、アメリカ側の申し入れが、交通事故でなくなつた場合でも六百ドルの申し入れが最終的には示談で二千ドルに落ちついたといったような状況があるわけでもございます。その補償の現況と、これからの対策といふものをあわせてお尋ねしたいと思ふます。

○国務大臣(床次徳二君) 米軍人が県民に損害を与えた場合におきまして取り扱ひにつきましても、アメリカにおきまして外国人損害賠償法という特別な法律ができておまして、この法律によつて損害賠償が払われておりますが、詳細につきましては局長からお答え申し上げたいと思ふます。

○政府委員(山野幸吉君) ただいま総務長官からお答えありましたように、外国人損害賠償法というのがあるわけで、これによりまして米軍人・軍属の犯罪等に対する補償が行なわれておるわけでもございます。で、最近の事例いろいろございまして、これは本人が直接軍のほうへ請求することもできるし、それから、本人から琉球政府を通じて損害賠償の請求ができるようになっております。ただ、この法律のためまえからしまして、一万五千ドル以上の補償については米国の議会の承認を得なければいかなぬということになつておまして、この点について問題があると申すわけでもございます。最近の補償の実例は、これもここ数年間とはだいぶ改善されてきて、額もだいぶ妥当な額に近づいておるものと私も判断いたしておりますが、まあ、この損害賠償の請求額と査定額との差につきましては、その事例、事例によりましてこれはおのずからそこに食い違いが出るのは当然でございまして、当事者の請求額と査定額とは相当の差が出ておるの、これはやむを得ないことと考えるのでございまして。なお、これらの賠償関係、補償関係等の取り扱ひにつきましても、私も機会あるごとに米側のほうへも適正な補償の執行について要請をしておる次第でございまして。

○多田省吾君 次に、北方領土の返還問題で若干お尋ねしたいと思ふわけですね。この前、昨年の十二月五日に五党幹事長会談がありましたときに自民党の田中角榮幹事長は、沖縄返還で政府与党がほんとうにするのなら同時に北方領土の返還も持ち出す、このように言つておりました。いよいよ北方領土の問題を政府は強力に持ち出してきたわけでもございますが、政府は、安保条約とか沖縄返還という問題が強まってきたときにいつもこの北方領土を持ち出すような傾向がありますけれども、こういった姿勢では私たち国民としては納得できないし、そうじゃなくて、あくまでも、いかなる場合でも日本国民の意思としてこういう無法なソ連のかつてな占領、あるいは理不尽な横暴な姿に對して、私たちは、やはり国民の権利として、人間の権利としてどこまでも終始一貫北方領土返還を強力に打ち出して、こういう態度こそ、根本姿勢こそ必要なんじゃないか、このように思ふわけでもございます。このことについていかがお考えでございましょうか。

○国務大臣(床次徳二君) 北方領土に對する政府の基本的態度はたゞいま仰せになりましたことと同じであります。両院におきましても、沖縄の返還と同時に、北方領土の返還に對して各党共同の提案によりますところの決議もできておりました。

て、その趣旨に従って従来から努力しておったわけであります。何ぶんにも北方領土につきましては、従来から南方と比べますと世論の盛り上がりというものが少なかったという点に關しましては、政府といたしましても反省をいたしておるわけでございます。その原因につきましては、沖縄におきましては百万の住民がおるといふこと、これに對して北方領土におきましては全部が本土に引き揚げさせられておるといふこと、しかも、引き揚げさせられた者が北海道に、大根室市を中心に住んでおるといふことが、わりあいには世論の喚起という点に對して弱かったといふこと、それからもう一つの原因をいたしまして、沖縄につきましては平和条約三条でもってアメリカが施政権を持つておる。それに対して、北方は全く不法な占有である。平和条約二条に根據を持たないわけでありまして、したがって、なお一そう根據がないわけでありまして、しかし、アメリカのほうには、いわゆる日本の潜在主権といふものを考へて、日本の領土の一部であるといふことを認めて將來返還しようといふきわめて親善的な態度であるにかかわらず、ソ連のほうにおきましては、すでに解決済みだといふことで、否定的におけるといふようなことが私は基本的に大きな差が出ておるものと思ひますが、しかし、だんだん実情がわかってまいりますと、この点につきましては盛り上がりを見えます。なお、政府におきましては、北方領土に対する一般啓蒙といふものにも對しまして、普及宣伝と申しますか、そういうことに對して一そう必要性を感じましたので、今回北方領土問題対策協会という特殊法人を設立いたしました。そして御趣旨のようにより努力をいたしたいと思つておる次第であります。

○多田省吾君 ところが何となく沖縄との関連において考へていくと、ソ連側は、いままでの歴史的な経過を見ますと、この沖縄問題とからんでいふもの、この北方領土返還に対する問題を持ち込んでおるような気配があります。たとえば、日ソ共同宣言のときに、平和条約が結ばれたならば、歯舞、色丹を返すというふうな約束があったわけでありまして、ところが、一九六〇年の一月十九日いわゆる日米安保条約の改定が行なわれて一週間後の一月二十七日には、ソ連政府はグロムイコ覚書というものを一方的に発表いたしました。日本にアメリカ軍が駐留しておる間は、歯舞諸島及び色丹島は日本に返還しないといふことを通告してきたわけでありまして、また、沖縄返還問題がほぼつづつ話に出ますと、今度はいわゆる三木・コスイギン会談のときに中間的な姿で歯舞、色丹の返還を検討しようじゃないかといふことを言われております。これはいまあまり進展しておりませんけれども、当然来年の安保条約の再検討期においてソ連からまた理不尽な要求が、また一方的な覚書等が出るのではないかとおそれるわけがあります。それに対して政府は、あくまでも沖縄返還と北方領土返還は根本的には何も關係はないのだ、特にいま総務長官がおっしゃったように、ソ連のいわゆる歯舞、色丹、国後、択捉の占領は全く国際的に見ても理不尽な所業であるといふことを明らかにして要求すべきである、このように思ひますが、いかがでございますか。

○国務大臣(床次徳二君) 全くお説のとおりでございます。基本的には北方領土自体は日本の固有の領土として考えられておる、また、条約的にも当然的地位はある立場にありますので、北方領土に対するソ連側の態度は私は全く理不尽なものと思ひます。いわゆる、安保条約と関連させて、あるいは沖縄と関連させて議論するといふことは、これは全く次元の異なるものと思ひます。私どもはやはり十分な国民の啓蒙、開発を行ななければならぬのではないかと。特に北海道におきましては、当初におきましては漁業者等の立場もありましていろいろ議論もあつたわけでありまして、やはり国としての領土に対する基本的な態度といふものをこの際明瞭にいたしました。そして、国内対策のみならず、ソ連政府に對する外交折衝におきましても、従来から続けておりましたものを、一そうこれをはっきりした態度によりまして、相当困難はありましようとも、努力して解決したいと思つております。

○多田省吾君 私たちが残念に思ふのは、結局平和条約の第二条でクリル・アイランズを放棄したわけでありましようけれども、ところが、昭和二十六年の十月十九日の衆議院平和条約及び日米安保条約の十月十九日の衆議院平和条約及び日米安保条約特別委員会の政府答弁では、放棄したクリル・アイランズに国後、択捉を含むと答えております。それが池田内閣の時代になって解釈が変更になつて、国後、択捉は含まないのだ、日本の固有の領土であるといふふうに変更されたように理解しておりますけれども、その点はいかがでございますか。

○国務大臣(床次徳二君) 国後、択捉、色丹、歯舞が、放棄した領土の千島に含まないといふことは、政府の統一見解であります。今日におきまして引き続きかような立場に立つてソ連に對して返還を主張しておる次第であります。なお、具体的なものにつきましては、適当な機会に外務省から御説明申し上げます。

○多田省吾君 ですから、それと加えて、私たちは、日ソ共同宣言に於いても、ソ連の主張を入れて、領土問題を含む平和条約を結ぶといふ条項を削除したわけでございます。そのために、ソ連側から領土問題は解決済みだといふような言いがかりをする材料を与えることになつてしまつた。事實はさうでないでなければ、口実を与えてしまつたような姿があります。ですから、わが国はどこまでもいわゆるヤルタ協定なんかに日本は拘束されないで、ソ連の占領は不法占領だといふことを十二分に主張していかなければならぬと思ひます。で、その後いわゆる三木・コスイギン会談のときに言われた中間的な措置といふものは、一昨年以来全然進んでいないように思ひますけれども、この問題も進ませよう、あるいは日ソ平和条約の締結もといふような積極的な考えは政府にございましようか。

○国務大臣(床次徳二君) この問題は外務省からお答えすべきだと思いますが、まあ、条約的に申しまして全然ソ連の主張といふものは根據がないと私も承知しております。なお、日ソ共同宣言の際におきまして、平和条約締結の際まで色丹、歯舞の問題は延ばしたのであります。同時に、松本・グロムイコ会談覚書によりまして、国後、択捉等の問題につきましても保留しておるはずでございます。今日におきまして十分その間の事情を明らかにしていきたいと思ひますが、なお、外交折衝におきましては、三木・コスイギン会談のあと中川大使が引き続きこの問題を取り扱つておるよう聞いております。

○多田省吾君 次に、この前の政府の発表で、いわゆる国土地理院の地図にも四十四年度から国後、択捉も日本領土であるように地図を塗りかえる、それからさらに、国後、択捉、色丹にも自治省から交付金を出すといふような発表をなさつておられます。御存じのように、旧歯舞村に對する交付金は、北海道本島にあるところの歯舞が根室市に合併されたために、そのときから歯舞に對する交付金は出ているわけでありましようけれども、今度国後、択捉、色丹にも出す。具体的に大体いつから出すのか、また、いままでどうなつていたのか、どのくらい出すのか。

○国務大臣(床次徳二君) ただいまの地籍問題につきまして、並びに地図の問題につきましては、各省連絡会議におきましてその方針を決定いたしました。そして、具体的な措置につきましては、大体関係当局におきまして検討中であります。できるだけすみやかに実現したいと思ひます。その方法等につきましては、決定いたしました際におきまして、また御連絡申し上げます。

○多田省吾君 次に、ソ連に強力に北方領土返還を要求する以上は、国内的ないわゆる内政的な措置といふものもそれ以外にとるべきことはたゞさあると思ひます。これは法務省のほうになると思ひますけれども、いわゆる民有地の相続権といふものがはつきりまだ認められていない。ある

いはまた、国後、扨捉方面に戸籍を持っていきたいというような要望もあると思います。その問題に対してはまだあまり進んでいないようでありますけれども、いま現在これはどういうふうに法務省として考えていらつしやいますか。

○政府委員（新谷正夫君） 御説明の都合上戸籍のほうの問題から申し上げます。

戸籍につきましては、先ほど総務長官から御答弁ございましたように、戦後北方領土地域に居住しておられました方々、全部北海道あるいは内地に引き揚げてこられました。同時に、従前北方領土地域にありました本籍を北海道なり内地に転籍いたしました、それぞれの市町村におきまして現在戸籍事務を取り扱っておるわけでございます。したがって、実際生活上本籍をもとに戻すという必要性も乏しいわけでございまして、現在根室を中心に多数の方がお住まいのようでございます。

すけれども、法務省所管の法務局のほうに對しても、個々にそういう要望をなされているという向きはないように承知をいたしておるのでございます。沖繩の事情と若干基本的に相違する面もございますし、特別にここで措置をとることはいかがであらうかということも考えまして、現在のままにいたしておるわけでございます。もともと園舞は、先ほどお話もございましたように、根室

市に編入されておりますので、歯舞に関する限りは、根室市長が戸籍事務を管掌いたしておるのが現状でございます。

さらに土地の問題につきましては、相続権がないようにお考えの向きもあるように思います。しかし、これはもともと日本の固有の領土でございます。ソ連が現在占拠しておる事實はございますけれども、私どもとしては、日本の領土であり、また根拠もなくソ連が事実上占拠しておるといっただけであれば、日本の私法法規はやはりそのまま施行されておると、こう見ざるを得ないと考えておるわけでございます。したがって、実体法上の問題といたしましては、相続はもちろん行なわれておると、こういうふうに解釈いたしており

ます。ただし、これを現実の公簿の上に反映いた

しますために登記をしなければならぬわけでございます。ところが、登記という仕事は、現実とその登記所の職員が現地に行つて調査をいたしたり測量もしなければなりません。そういうことはこれは事実上不可能な状況に置かれておるのでございます。したがって、登記簿はこれは

根室の港務支局に引き上げまして保管いたしておるのでございますけれども、實際問題として登記事務を取り扱うことが不可能な状況に置かれておるといふことでございます。ただ、北方領土地域がこちらに返還になりますれば、もちろんこれに備えていろいろの準備もいたさなければなりません、かなりの長期間にわたった空白の期間もございますので、その間の問題をどのようにしたらいいかといふことはただいま検討いたしておるといふのが現在の実情でございます。

○多田省吾君　ですから、まあ國後、挾挺、色丹等も当然日本の固有地である以上は、まあ民有地としての相続權も認める立場にいるんだと、しかしながら、実際上は不可能なので、いまたといえば親が死んだとしても、子供、むすこに対する相続權というものははっきり登記上執行することは困難であると、ただそれだけの理由だということではないですか。

○政府委員(新谷正夫君) そのとおりでございます。

○多田省吾君 次に、先ほど総務長官から、交付

税の問題については具体的には検討中というお話でございましたが、幸い自治省の交付税課長がいらっしゃっているようでございますので、具体的にどの程度まで進んでいるか、また考えていらっしゃるのか、途中の段階でもけっこうですからお話し願いたいと思います。

○説明員(橋手正君) 普通交付税の扱いは、先生も御承知のように、従来から通常の標準的な行政経費を算定するということをたてまえにいたしておりますので、北方領土につきましては普通交付税の算定の対象にいたしてなかったわけござい

ます。ただ、北方領土復帰対策とか、そうした特

殊な事情に基づきます財政需要につきましては特別交付税をもって措置してきております。しかし、今後はいろいろ問題もございますので、関係省とも十分連絡をいたしました上で前向きで検討いたしてまいりたい、かように考えております。

○多田省吾君　またもとへ戻りますけれども、もう一回法務省にお聞きしておきたいのですが、結局戸籍とか地籍はすべて停止されているわけでありますけれども、いわゆる齒舞島の役場というものが齒舞島にあるために閉鎖されて、支所が納沙布岬にあつて本所の事務を代行している、こういうことに理解しておりますが、これがいろいろ、国後、択捉、色丹等の諸島の戸籍や地籍事務等も、はつきりと根室市長であるとか根室市に移管をして整備を行なっていくという、そういう体制だけでもとれないものかどうか。

○政府委員（新谷正夫君） 御承知のように、戸籍事務は市町村長が管掌をいたすことになっております。したがって、市町村が存在し、その執行機関として市町村長がございしますれば、これは当然その本籍地市町村として戸籍事務を取り扱い得るわけでございますが、ただ、遺憾ながら、ただいまのところ齒舞以外のところにつきましては市町村の機能が完全に停止をしておるのが実情でございます。

ざいます。もしもこれが何らかの形で地方公共団体の形を備えるに至りますれば、これは当然戸籍事務は旧に復して取り扱うことになるかと思うの

でございます。ただ、いま仰せの点は、おそらく沖繩関係の戸籍につきまして、沖繩関係戸籍事務所というものをつくりまして、沖繩に本籍を持つておられる方々の戸籍事務を福岡の法務局で取り扱っております。それとの関連の問題をお尋ねではあるまいかと考えるのでございますが、しかし、この沖繩関係につきましては、御承知のように、占領軍、連合軍の占領下におきまして連合軍総司令部の指示によって昭和二十三年に政令第三百六号というのが出ております。これは「沖繩関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する

る政令」というものでございます。ポツダム政令

でございます。連合軍の指示によってそれをやつたという経緯はあるのであります。ところが、北方地域につきましては、そのような経緯をたどっておりません。そこには本質的に沖繩の場合と北方地域との差異があることでもありますし、そういう状況下において日本政府側としてそういう立

法措置をいま講ずるということがはたして妥当な措置であるかどうか、これがいろいろ將來に問題を残すような危険性はあるまいかということも考えなければならぬと思うのであります。ここから先は、行政の仕事というよりは、むしろ政治の問題にならうかと思うのでございます。御承知のように、ちよつと比喩は少し適切でないかもしれませんが、フィリピンとマレーシアの領土問題のごときも、一方が国内立法やつたためにあの紛争が激化したという経緯もあるわけであります。日

本側としましては、北方領土はもちろん固有の領土であるという前提に立つておるのでありますから、何らかの措置をとつてとれないことはないと思いますけれども、これからの対ソ折衝の障害になるようなことはなるべく避ける必要があるのではないかと。まして、現在、北方地域に本籍を持つておられた方々の実生活には不便はないようにご理解いたしております。そこまでする踏み切るこ

とについて私どもとしてはさらに慎重な考慮を要するであろう、かように考えるわけでございませう。

また、登記につきましては、先ほど申し上げましたように、この現場の実況を調査し確認し得る体制にしなければ、これは登記事務をとれないわけでございます。沖繩の場合といえども、これは現実には日本政府が向こうへ乗り込んでそういうことをやるということはできない状況に置かれておりますので、戸籍とは違ひまして、沖繩の場合におきまして、日本政府として登記事務を取り扱うということは一切いたしておりません。これと同様の状況にあると御理解いただいてよろしいのではないかと思います。

○委員長(山本茂一郎君) ちよつと、北方問題につきましましては、法案審議のときにまたやつていただきます。時間がちよつと超過しているようでございますから、簡単にひとつ。

○多田省吾君 それじゃ、最後に、せつかく水産庁から来ていただいておりますので、漁業権と漁船保険の問題をあわせて質問します。

戦前には専用漁業権があつたのが、戦後、共同漁業権に切りかえられております。そのとき農林省ではもとの専用漁業権者に対して補償しているものでありますけれども、千島の専用漁業権者に対しては補償はしてない。これは日本本土並みに考えるならば、当然齒舞、色丹、国後、択捉等の周辺北方水域の漁業権に対しては補償金の交付を早速内政補償としてしなければならぬのじゃないか、こう思います。その問題はどうかになっておりますか。

それからもう一つは、保険につきましましては、船体保険とか給与保険等でございますけれども、いわゆる拿捕漁船に対して現在個人負担で漁船保険をかけているわけです。これは昭和二十七年以降にこの保険をかけるようになったと思ひますけれども、それ以前のはちよつと泣き寝入りになつてゐるのではないかとと思ひますけれども、それ以前のはどうかと思ひますけれども、これをお聞きしたいと思ひます。

○説明員(安福数夫君) 北方地域についての漁業権の補償については、昭和二十一年の一月に当時のGHQの覚書が出まして、その際に、日本の周辺地域の島でございまして、それに、その際の施政権の分離に關する覚書が出ておりました。それによりましてわが国の施政権がその地域に及ばない、こういう覚書が出ておりました。その段階でわが国の法令がその地域に施行されない、こういう状態になつたわけでございます。その時点におきまして、漁業権というものが一応消滅したものとわれわれ考へてゐるわけでございます。かたがた先ほどから問題になつて

おりますように、ソ連の実力による支配というものが現在まで及んでおる、こういうことでございまして、したがって、ちよつと漁業制度の改革が行なわれまして、二十五年から二十七年にかけては日本の外地にございまして漁業権が逐次消滅されたわけでございます。そういう事情もあつてこの北方地域についてのこの漁業権の補償が行なわれなかつた、こういう事情でございます。しかしながら、御承知のとおり、終戦後、ちよつとこの地域から、漁民が大部分でございまして、そのほかの方々も全部日本本土に引き揚げた、こういう事情があるわけでありまして、したがって、それに対する生活の安定あるいは生業、経営の安定、そういうことは当然政府として考慮すべき問題があるわけでありまして、三十六年に北方協会を設立し、漁業権について補償はされなかつた。こういう事情も十分勘案しまして、国債による十億円の交付をいたしたわけでございます。それを基金に、ちよつとこの地域からの引き揚げ者の生活の安定なり生業の安定という、ちよつとこの趣旨から融資措置をとることによつてそれをささえてゐる、こういう措置が行なわれて現在に及んでおる、こういうことでございまして、それが、漁業権に対する一つの配慮がされなかつた、この一つの行政的な措置が行なわれた、こういうことでございまして、

それからもう一点、漁船の拿捕、こういう問題でございまして、それはちよつと二十七年の漁業保険の制度が改正されておりますその時点から、漁船に対する特殊保険が行なわれておりました。これは漁船保険に対して政府の、こゝれに入れている特別会計でございまして、ちよつとこの趣旨で、漁船が拿捕された場合にその経営が回復できるように措置をやつたわけでございます。それまでの問題といたしましては、御承知だと思ひますけれども、終戦後、マッカーサー・ラインというものが引かれておりました、これは一応GHQの覚書なり命令的なものでございまして、したがって、当然これは法令的な効果があつたわけでございます。

いますから、それを越えた形で拿捕が起きておる。こういう問題はございまして、したがって、ちよつと、そういう時点におきます救済の方法というものは法律的にはないのじゃないかと、ちよつとちよつと考へられます。ただ、ちよつと平和条約が二十七年の四月の下旬でございまして、それと相前後いたしまして、並行してマッカーサー・ラインが撤廃されております。それより若干以前だと思ひますけれども、それよりさらに広い範圍の韓国周辺で起つた問題でございまして、したがって、李承晩ラインが設定されております。したがって、この李承晩ラインというものは、日本としては国際法上認めがたい、ちよつと立場をとつたわけでございます。したがって、この問題にからんでの拿捕事件につきましましては、あくまでこれは国際法上認めがたい、ちよつと問題があるわけでございます。したがって、それを受けての漁船保険というものをやはり特殊の保険として制度化した、ちよつとこのことでございまして、それ以降につきましましてはそれでフォローしておる、ちよつとこのことじゃないかと思ひます。それ以前につきましましては、具体的なケースとしてはいろいろ問題があると思ひますけれども、法律的には適度でございまして、ちよつとちよつと考へております。

○委員長(山本茂一郎君) 本調査に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。本日はこれにて散会いたします。午後一時二十七分散会

三月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、北方領土問題対策協会法案
- 北方領土問題対策協会法案
- 北方領土問題対策協会法案

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 役員等(第七条—第十八条)

- 第三章 業務(第十九条)
- 第四章 財務及び会計(第二十条—第二十四条)
- 第五章 監督(第二十五条—第二十六条)
- 第六章 雑則(第二十七条—第二十九条)
- 第七章 罰則(第三十条—第三十二条)
- 附則
- 第一章 総則
- (目的)
- 第一条 北方領土問題対策協会は、北方領土問題その他北方地域に關する諸問題について啓もう、宣伝及び調査研究を行なうとともに、北方地域に生活の本拠を有していた者に対し援助を行なうことにより、北方領土問題その他北方地域に關する諸問題の解決の促進に資することを目的とする。
- 2 北方領土問題対策協会は、前項に規定するもののほか、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に關する法律(昭和三十六年法律第六十二号)に基づき、北方地域旧漁業権者等その他の者に対し、その営む漁業その他の事業及びその生活に必要な資金を融通することを目的とする。
- (法人格)
- 第二条 北方領土問題対策協会(以下「協会」という。)は、法人とする。
- (事務所)
- 第三条 協会は、主たる事務所を東京都に置く。
- 2 協会は、主務大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。
- (登記)
- 第四条 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
- 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
- (名称の使用制限)
- 第五条 協会でない者は、北方領土問題対策協会という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第六条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、協会について準用する。

第二章 役員等

(役員)

第七条 協会に、役員として、会長一人、副会長二人以内、理事九人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第八条 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長の定めるところにより、協会を代表し、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、協会の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の内命)

第九条 会長及び監事は、主務大臣が任命する。

2 副会長及び理事は、会長が主務大臣の認可を受けて任命する。

(役員の内命)

第十条 役員の内命は、二年とする。ただし、補欠の役員の内命は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることが出来る。

(役員の内命)

第十一条 次の各号の一に該当する者は、役員となることが出来ない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの

二 禁錮以上の刑に処せられた者

(役員の内命)

第十二条 主務大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行ができないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 会長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

(役員の内命)

第十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十四条 協会と会長又は副会長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

(代理人の選任)

第十五条 会長及び副会長は、協会の理事又は職員のうちから、協会の主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の内命)

第十六条 協会の職員は、会長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十七条 協会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(評議員会)

第十八条 協会に、評議員会を置く。

2 評議員会は、会長の諮問に応じ、協会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 評議員会は、前項の事項に関し、会長に意見を述べることができる。

4 評議員会は、三十人以内の評議員をもつて組織する。

5 評議員は、協会の業務に関し学識経験を有する者及び北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律第二条第二項に規定する北方地域旧漁業権者等のうちから、主務大臣が任命する。

6 前各項に定めるもののほか、評議員の任期その他評議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十九条 協会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 北方領土問題その他北方地域（政令で定める北方の地域をいう。以下同じ。）に関する諸問題について定期刊行物その他の印刷物の発行、講演会、講習会、展示会等の開催その他必要な啓蒙行為を行なうこと。

二 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について調査研究を行なうこと。

三 昭和二十年八月十五日において北方地域に生活の本拠を有していた者に対し必要な援護を行なうこと。

四 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律第四条に規定する業務を行なうこと。

五 第一号から第三号までに掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十条 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第二十一条 協会は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十二条 協会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

2 協会は、毎事業年度、予算の区分に従い決算報告書を作成し、これに関する監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(一時借入金)

第二十三条 協会は、主務大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換え一時借入金は、一年以内に償還しなければならない。（主務省令への委任）

第二十四条 この法律に規定するもののほか、協会の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第二十五条 協会は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第二十六条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に協会の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、

書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)
第二十七条 協会の解散については、別に法律で定める。

(関係行政機関の長との協議)
第二十八条 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十一条又は第二十三条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

二 第二十二條第二項の承認をしようとするとき。

三 第二十四條の主務省令を定めようとするとき。

2 主務大臣は、第二十一条の規定により事業計画の認可をしようとする場合には、第十九條第一号若しくは第二号に掲げる業務又はこれに附帯する業務に関する部分について、あらかじめ、外務大臣に協議しなければならない。

(主務大臣等)

第二十九条 この法律において主務大臣は、内閣総理大臣及び農林大臣とする。ただし、政令で定める事項については主務大臣は、内閣総理大臣とする。

2 第二十六條第一項に規定する主務大臣が内閣総理大臣及び農林大臣である場合における主務大臣の権限は、前項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣又は農林大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

3 この法律において主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第七章 罰則

(罰則)

第三十条 第二十六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十一条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした協会の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第四條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十九條に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十五條第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第三十二条 第五條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条から第二十条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(協会の設立)

第二条 主務大臣は、協会の会長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長又は監事となるべき者は、協会の成立の時にあって、この法律の規定により、それぞれ会長又は監事に任命されたものとする。

第三条 主務大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、協会の設立の準備を完了したときは、その事務を前条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

(北方協会の解散等)
第五条 北方協会は、協会の成立の時にあって解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において協会が承継する。

2 北方協会の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに利益及び損失の処理については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二月を経過する日とする。

3 北方協会の解散の時に係る積立金に相当する金額は、附則第十一条の規定による改正後の北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(以下「改正後の特別措置法」という。)第十条第一項の規定により積立金として整理されたものとする。

4 第一項の規定により北方協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(南方同胞援護会からの権利及び義務の承継等)
第六条 協会の成立の際現に南方同胞援護会に属する権利及び義務のうち、附則第十条の規定による改正前の南方同胞援護会法(昭和三十三年法律第六十号)附則第十二項第一号に掲げる業務に係るものは、協会の成立の時にあって協会が承継するものとし、その範囲は、総理府令で定める。

2 前項の規定により協会が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得については、不動産取得税を課さない。

(経過措置)
第七条 この法律の施行の際現に北方領土問題対策協会という名称を使用している者については、第五条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

策協会という名称を使用している者については、第五条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第八条 協会の最初の事業年度は、第二十条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十五年三月三十一日に終わるものとする。

第九条 協会の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第二十一条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

(南方同胞援護会法の一部改正)
第十条 南方同胞援護会法の一部を次のように改正する。

附則第十二項を次のように改める。

(業務に関する暫定措置)
12 援護会は、当分の間、第二十条に掲げる業務のほか、小笠原諸島(小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和四十三年法律第八十三号)第一条に規定する小笠原諸島をいう。)の現地の住民(同法の施行の日の前日に小笠原諸島に住所を有する日本国民をいう。)に対する援護、小笠原諸島の旧島民の帰島のために国又は地方公共団体が行なう施策に対する協力及びこれらの業務に関し協力する者に対する助成を行なうことができる。

(北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部改正)
第十一条 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第一章 総則」を削る。

第一条中「北方地域旧漁業権者等その他の者に対してその」を「北方領土問題対策協会に北方地域旧漁業権者等その他の者の」に、「融通することを主たる業務とする北方協会を設立して、これに国が所要の資金の交付を行ない」を「融通させ」に、「図り、あわせて北方地域に関する

る諸問題の解決の促進に資する」を「図る」に改める。

第三条を次のように改める。

(基金)

第三条 北方領土問題対策協会(以下「協会」という。は、北方領土問題対策協会法(昭和四十四年法律第 号附則第十一条の規定による改正前の第四条第一項の規定により旧北方協会が交付を受けた十億円をもつて、引き続き、次条各号に掲げる業務(以下「貸付業務」という。の遂行に必要な資金の財源に充てるための基金とするものとする。

第四条から第九条までを削る。

第二章を削る。

「第三章 協会の業務」を削る。

第二十二条中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条を第四号とする。

第二十三条を第五号とする。

第二十四条第一項中「業務開始の際」を「貸付業務の開始の際」に改め、同条を第六号とし、同条の次に次の一条を加える。

(区分経理)

第七条 協会は、貸付業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

「第四章 協会の財産及び会計」を削る。

第二十五条を削る。

第二十六条の見出しを「(資金計画の認可)」に改め、同条中「収入及び支出の予算、事業計画並びに」を「貸付業務に係る」に改め、同条を第八条とする。

第二十七条を削る。

第二十八条第一項中「毎事業年度」の下に「貸付業務に係る」を加え、同条第二項中「予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書」を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に「を削り、同条を第九条とする。

第二十九条中「毎事業年度」の下に「貸付業務に係る」を加え、同条を第十条とする。

第三十条を削る。

第三十一条中「業務上の余裕金」を「貸付業務に係る業務上の余裕金」に改め、同条を第十一条とする。

第三十二条を削る。

「第五章 協会の監督」を削る。

第三十三条を削る。

第三十四条第一項中「協会若しくは」を削り、「その業務」を「当該受託業務」に、「業務の状況」を「当該受託業務に係る業務の状況」に改め、同項ただし書を削り、同条を第十二条とする。

「第六章 雑則」を削る。

第三十五条を削る。

第三十六条第一号中「第六条第二項、第二十三号第一項、第二十四号第一項、第二十六号又は第三十号第一項若しくは第二項ただし書」を「第五条第二項、第六号第一項又は第八号」に改め、同条第二号中「第二十八号第一項」を「第九条第一項」に改め、同条第三号中「第三十一条第一号又は第二号」を「第十一条第一号又は第二号」に改め、同条第四号中「第二十二号第二号から第四号まで、第二十四号第二項又は第三十二号」を「第四条第二号から第四号まで又は第六号第二項」に改め、同条を第十三条とする。

第三十七条第一項ただし書中「第三十四号第一項」を「第十二号第一項」に改め、同条を第十四号とする。

「第七章 罰則」を削る。

第三十八条の前に見出しとして「(罰則)」を附し、同条中「協会又は」を削り、「第三十四号第一項」を「第十二号第一項」に改め、同条を第十五号とする。

第三十九号中「又は職員」を削り、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「第三十一条」を「第十二号」に改め、同条を同条第二号とし、同条第五号を削り、同条を第十六号とする。

第四十条を削る。

(北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 前条の規定による改正前の北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(以下「改正前の特別措置法」という。)(第四条第二項の規定により発行された国債については、同条同項から第四項までの規定は、当該国債が償還されるまでの間は、なおその効力を有する。

第十三条 協会の最初の事業年度の貸付業務に係る資金計画については、改正後の特別措置法第八号中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十四条 附則第十一条の規定の施行前にした改正前の特別措置法の規定に違反する行為に対する

(所得税法の一部改正)

第十八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別紙第一号の表中

三十六年法律第六十二号)を

年法律第 号)に改める。

(法人税法の一部改正)

第十九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二号の表中

三十六年法律第六十二号)を

年法律第 号)に改める。

(印紙税法の一部改正)

第二十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別紙第二中

律第六十二号)を

号)に改める。

る罰則の適用については、なお従前の例による。

(総理府設置法の一部改正)

第十五条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第九号第七号中

題対策協会」に改める。

(農林省設置法の一部改正)

第十六条 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第七十七号第四号中

(地方税法の一部改正)

第十七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中

を「北方領土問題対策協会」に改める。

三月三十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法案

沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法案

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 沖縄において行なう試験及び申請等の特例（第三条―第六条）

第三章 各資格法規に関する特例

第一節 土地家屋調査士法に関する特例（第七―七条）

第二節 公認会計士法及び税理士法に関する特例（第八―九条）

第三節 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律、理容師法、栄養士法、クリーニング業法、美容師法、調理師法及び理学療法士及び作業療法士法に関する特例（第十―十六条）

第四節 火災類似縮法、高圧ガス取締法、電気工事士法及び電気事業法に関する特例（第十七―二十条）

第五節 船舶職員法に関する特例（第二十一条）

第六節 電波法及び公衆電気通信法に関する特例（第二十二―二十三条）

第七節 社会保険労務士法に関する特例（第二十四―二十五条）

第八節 測量法、建築基準法、建築士法及び宅地建物取引業法に関する特例（第二十六―二十八条）

第九節 消防法及び行政書士法に関する特例（第二十九―三十条）

第四章 雑則（第三十一条―第三十三条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、他の法令に定めるもののほか、沖縄が復帰するまでの間における暫定措置として、沖縄と本土との一体化に資するため、沖縄において行なう免許資格に関する試験及び沖縄の免許資格者に対する本邦の免許資格の付与等に関し必要な措置を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 沖縄 沖縄県の区域とされている地域をいう。

二 免許資格 個人が一定の技術、技能又は知識を必要とする職業に従事するために法令上必要とされる免許、登録等に係る資格をいう。

三 沖縄の免許資格者 沖縄の法令の規定に基づき免許資格を有する者をいう。

四 本邦の免許資格 この法律の規定の適用を受けて付与される免許資格をいう。

五 沖縄事務所 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百七号）第十三条第一項に規定する日本政府沖縄事務所をいう。

第二章 沖縄において行なう試験及び申請等の特例

（沖縄において行なう試験）

第三条 次に掲げる試験及び検定（以下この章において「免許資格試験」という。）の全部又は一部は、沖縄において行なうことができる。

一 司法試験法（昭和二十四年法律第四十号）第二条に規定する司法試験

二 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第五条第一項に規定する土地家屋調査士試験

三 公認会計士法（昭和二十三年法律第三十三号）第五条第一項に規定する公認会計士試験

四 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第六条に規定する税理士試験

五 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第五条の三に規定する管理栄養士試験

六 保健師助産師看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十七条に規定する保健師国家試験、助産師国家試験及び看護婦国家試験

七 高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十九条第三項に規定する高圧ガス作業主任者試験

八 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十二条第三項第一号に規定するガス主任技術者国家試験

九 電気事業法（昭和二十九年法律第七十号）第五十六条第一項に規定する電気主任技術者国家試験

十 船舶職員法（昭和二十六年法律第四十九号）第四条第二項に規定する海技従事者国家試験

十一 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二十九条第一項に規定する航空従事者に係る試験

十二 電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第四十六条に規定する無線従事者国家試験

十三 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第九条に規定する社会保険労務士試験

十四 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第五十条第五号及び第五十一条第四号に規定する測量士試験及び測量士補試験

十五 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第五条第一項に規定する建築主事の資格検定

十六 建築士法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十二条に規定する一級建築士試験

十七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める試験及び検定

2 免許資格試験に関する事務を管理する行政庁は、沖縄において免許資格試験を行なう場合には、その要領その他必要な事項を、内閣総理大臣を經由して琉球政府に通知するものとする。

3 沖縄において行なう免許資格試験に係る願書の受理その他の事務は、政令で定めるところにより、沖縄事務所において行なうことができる。

（免許資格に係る申請等の特例）

第四条 沖縄において行なう免許資格試験に合格した者又は沖縄の免許資格者で本邦の免許資格を付与されるものが沖縄において本邦の免許資格に係る申請その他の手続は、政令で定めるところにより、沖縄事務所の所長を經由して行うことができる。

（受験資格等の特例）

第五条 沖縄において行なう免許資格試験若しくはその免除を受けようとする者又は沖縄の免許資格者で本邦の免許資格を得ようとするものについて本邦の免許資格に関する法令の規定を適用する場合には、この法律に別段の定めがあるものを除き、沖縄の学校教育に関する法令の規定による学校は、それぞれ当該法令の規定に相当する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による学校とみなす。

（手数料の特例）

第六条 沖縄において行なう免許資格試験又は第四条の規定による申請その他の手続に係る手数料は、政令で定めるところにより、アメリカ合衆国通貨をもつて納付することができる。

第三章 各資格法規に関する特例

第一節 土地家屋調査士法に関する特例

（土地家屋調査士法に関する特例）

第七条 沖縄の土地建物調査士に関する法令の規定による土地建物調査士となる資格を有する者で、第三条第一項第二号に掲げる試験を沖縄において最初に行なう日までに当該資格を取得したものは、土地家屋調査士法第三条の規定にかかわらず、土地家屋調査士となる資格を有する。ただし、同法第四条各号の一に該当する者については、この限りでない。

二

第二節 公認会計士法及び税理士法に関する特例

(公認会計士法に関する特例)

第八条 第三条第一項第三号に掲げる試験を沖縄において最初に行なう日までに沖縄の公認会計士に関する法令の規定により琉球政府が行なう第一次試験、第二次試験又は第三次試験に合格した者は、それぞれ公認会計士法第六条、第八条第一項又は第十条第一項に規定する第一次試験、第二次試験又は第三次試験に合格した者とみなす。

2 前項に規定する日までに沖縄の公認会計士に関する法令の規定により琉球政府が行なう第三次試験を受けた者のうち、当該法令に定める基準以上の成績を得たことにより筆記試験の免除を受けることができる者が、同日以後に公認会計士法第十条第一項に規定する第三次試験を受ける場合には、その申請により、その者が同日以後に沖縄の公認会計士に関する法令の規定による第三次試験を受けることとなれば免除を受けることができる筆記試験の回数に相当する回数の同条第三項に規定する筆記試験を免除する。

3 沖縄の公認会計士に関する法令の規定による第三次試験の受験資格についての検定に合格した者及び昭和三十三年七月三十一日までに次の各号に掲げる職の一又は二以上にあつてその職にあつた年数を通算して十四年以上になつた者は、公認会計士法第十一条の規定にかかわらず、同法第十条第一項に規定する第三次試験を受けることができる。

一 沖縄の計理士又は税務代理士に関する法令の規定による計理士又は税務代理士

二 沖縄の学校教育に関する法令の規定による大学における商学に属する科目の教授、助教授又は講師

三 沖縄の行政機関において会計検査、銀行検査、法人税又は会社その他の団体の財務に関する行政事務を直接担当する職で大蔵大臣の指定するもの

四 公認会計士特例試験等に関する法律(昭和

三十九年法律第二百三十三号)による改正前の公認会計士法第五十七条第二項各号に掲げる職にこの法律の施行の日の前日までに沖縄の公認会計士に関する法令の規定による実務補習を受けた期間は、公認会計士法第十二条の規定による実務補習を受けた期間とみなす。

5 公認会計士法第十二条の規定による実務補習は、沖縄の公認会計士に関する法令の規定による公認会計士の事務所、その組織する団体その他大蔵大臣の認定する沖縄の機関においても行なうことができる。

6 沖縄の計理士に関する法令の規定による計理士として会計に関する検査又は証明の業務に従事していた期間は、公認会計士法第六十五条第二項の規定の適用については、計理士として会計に関する検査又は証明の業務に従事していた期間とみなす。

7 公認会計士法第四十条各号の一に該当する者のほか、沖縄の公認会計士に関する法令の規定による公認会計士又は会計士補となることができない者は、公認会計士又は会計士補となることができない。

(税理士法に関する特例)

第九条 沖縄の税理士に関する法令の規定による税理士となる資格を有する者(沖縄の弁護士又は公認会計士に関する法令の規定による弁護士並びに公認会計士及び外国公認会計士を除く。)は、税理士法第三条第一項の規定にかかわらず、税理士となる資格を有する。ただし、同法第四条各号の一に該当する者については、この限りでない。

2 沖縄の政府税(沖縄のとん税を除く。)又は市町村税に関する事務に従事した期間は、税理士法第三条第一項の規定の適用については、同項ただし書に規定する事務に従事した期間とみなす。

3 沖縄の税理士に関する法令の規定による税理士試験を受けることができる者は、税理士法第五条の規定にかかわらず、同法第六条に規定する税理士試験を受けることができる。

4 沖縄の税理士に関する法令の規定による税理士試験において試験科目のうちの一部の科目につき当該法令に定める基準以上の成績を得たことにより当該科目の試験の免除を受けることができる者は、税理士法第七条の規定の適用については、当該科目に類する同法第六条に規定する税理士試験の試験科目として大蔵省令で定める科目につき、同法第七条第一項に規定する成績を得た者とみなす。

5 沖縄の税理士に関する法令の規定による税理士試験の試験科目のうちの一部の科目につき試験の免除を受けることができることとされる職、業務又は事務に従事した者に対する税理士法第八条の規定の適用については、大蔵省令で定めるところにより、当該職、業務又は事務を同条第一項第一号、第二号又は第四号から第九号までに規定する職、業務又は事務とみなす。

6 沖縄の税理士に関する法令の規定による税理士試験科目のうちの一部の科目につき試験の免除を受けることができることとされる学位を授与された者又は沖縄の公認会計士に関する法令の規定による会計士補若しくは会計士補となる資格を有する者は、税理士法第八条の規定の適用については、大蔵省令で定めるところにより、同条第一項第一号から第三号までに該当する者とみなす。

7 次の各号の一に該当する者については、税理士法第二十二條第一項の規定にかかわらず、大蔵省令で定めるところにより税法又は会計学に属する科目に関する講習の課程を修了した後でなければ、同法第十八条の規定による税理士の登録をしない。

一 第一項の規定により税理士となる資格を有する者

二 前三項の規定の適用を受けて税理士法第三条第一項第三号又は第四号に該当することとなつた者

第三節 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に
関する法律、理容師法、栄養士

法、クリーニング業法、美容師法、調理師法及び理学療法士及び作業療法士法に関する特例(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律に関する特例)

第十条 沖縄のあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師に係る学校又は養成施設を卒業した者で、厚生大臣の定める基準により都道府県知事が適当と認めたものは、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百三十七号)第二条第一項の規定の適用については、同項に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師となるのに必要な知識及び技能を修得した者とみなす。

(理容師法に関する特例)

第十一条 次の各号の一に該当する者は、理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第二条第一項の規定にかかわらず、都道府県知事の免許を受けて理容師となることができる。

一 沖縄の理容師に関する法令の規定による理容師試験に合格した者

二 沖縄の学校教育に関する法令の規定による高等学校に入学することができる者又はこれとみなされる者のうち、沖縄の理容師に関する法令の規定により琉球政府が指定した理容師養成施設又は当該理容師養成施設及び理容師法第二条第一項の理容師養成施設において同項の厚生省令で定める期間以上理容師たるに必要な知識及び技能を修得した後、同項に規定する実地習練を経た者であつて、更に都道府県知事が行なう理容師試験に合格したものの

三 前二号に掲げる者のほか、この法律の施行の日において現に沖縄の理容師に関する法令の規定による理容師の免許(琉球政府が指定した外国において理容師の免許を受けた者で、琉球政府が適当と認めたことにより理容師の免許を受けたものに係るものを除く。第

法、クリーニング業法、美容師法、調理師法及び理学療法士及び作業療法士法に関する特例(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律に関する特例)

第十条 沖縄のあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師に係る学校又は養成施設を卒業した者で、厚生大臣の定める基準により都道府県知事が適当と認めたものは、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百三十七号)第二条第一項の規定の適用については、同項に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師となるのに必要な知識及び技能を修得した者とみなす。

(理容師法に関する特例)

第十一条 次の各号の一に該当する者は、理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第二条第一項の規定にかかわらず、都道府県知事の免許を受けて理容師となることができる。

一 沖縄の理容師に関する法令の規定による理容師試験に合格した者

二 沖縄の学校教育に関する法令の規定による高等学校に入学することができる者又はこれとみなされる者のうち、沖縄の理容師に関する法令の規定により琉球政府が指定した理容師養成施設又は当該理容師養成施設及び理容師法第二条第一項の理容師養成施設において同項の厚生省令で定める期間以上理容師たるに必要な知識及び技能を修得した後、同項に規定する実地習練を経た者であつて、更に都道府県知事が行なう理容師試験に合格したものの

三 前二号に掲げる者のほか、この法律の施行の日において現に沖縄の理容師に関する法令の規定による理容師の免許(琉球政府が指定した外国において理容師の免許を受けた者で、琉球政府が適当と認めたことにより理容師の免許を受けたものに係るものを除く。第

三項において「沖繩の理容師免許」という。を受けようとする者

2 理容師法第七条に規定する者のほか、沖繩の理容師に関する法令の規定に違反した者又は当該法令の規定による免許の取消しを受けた者には、前項の規定による理容師の免許を与えないことができる。

3 次の各号の一に該当する者で管理理容師となろうとするものに対する理容師法第十一条の三第二項の規定の適用については、「理容師の免許を受けた後三年以上理容の業務に従事し」とあるのは、「理容師の免許（沖繩の理容師免許を含む。）を受けた後三年以上理容の業務（沖繩における理容の業務を含む。）に従事し」とする。

一 沖繩の理容師免許を受けた者で第一項の規定による理容師の免許を受けたもの

二 第一項又は理容師法第二条第一項の規定による理容師の免許を受けた後沖繩において理容の業務に従事する者

（榮養士法に関する特例）

第十二条 次の各号の一に該当する者は、榮養士法第二条第一項の規定にかかわらず、都道府県知事の免許を受けて榮養士となることができる。

一 沖繩の榮養士に関する法令の規定により琉球政府が指定した榮養士の養成施設（第三項において「沖繩の養成施設」という。）又は当該養成施設及び榮養士法第二条第一項第一号の養成施設（第三項において「本邦の養成施設」という。）において二年以上榮養士たるに必要な知識及び技能を修得した者

二 沖繩の榮養士に関する法令の規定による榮養士試験に合格した者

2 榮養士法第三条各号の一に該当する者のほか、沖繩の榮養士に関する法令の規定により榮養士の免許を与えることができない者に対しては、前項の規定による榮養士の免許を与えない。

3 沖繩の榮養士に関する法令の規定による榮養

士の免許（以下この項において「沖繩の榮養士免許」という。）又は第一項若しくは榮養士法第二条第一項の規定による榮養士の免許（以下この項において「本邦の榮養士免許」という。）を受けた者で次の各号の一に該当するものは、同法第五条の四の規定にかかわらず、同法第五条の三に規定する管理榮養士試験を受けることができる。

一 修業年限が二年である沖繩の養成施設を卒業して沖繩の榮養士免許若しくは本邦の榮養士免許を受け、又は修業年限が二年である本邦の養成施設を卒業して沖繩の榮養士免許を受けた後、榮養士法第五条の四第一号の厚生省令で定める施設において一年以上榮養の指導に従事した者

二 修業年限が三年である沖繩の養成施設を卒業して沖繩の榮養士免許若しくは本邦の榮養士免許を受け、又は修業年限が三年である本邦の養成施設を卒業して沖繩の榮養士免許を受けた後、榮養士法第五条の四第二号の厚生省令で定める施設において一年以上榮養の指導に従事した者

三 修業年限が四年である沖繩の養成施設を卒業した者

（クリーニング業法に関する特例）

第十三条 都道府県知事は、クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第六条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者にクリーニング師の免許を与えることができる。

一 沖繩のクリーニング業に関する法令の規定によるクリーニング師の試験に合格した者

二 前号に掲げる者のほか、この法律の施行の日において現に沖繩のクリーニング業に関する法令の規定によるクリーニング師の免許を受けている者（琉球政府が指定した外国においてクリーニング師の免許を受けた者で、琉球政府が適当と認めたことによりクリーニング師の免許を受けたものを除く。）

第十四条 次の各号の一に該当する者は、美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第三条第一項の規定にかかわらず、都道府県知事の免許を受けて美容師となることことができる。

一 沖繩の美容師に関する法令の規定による美容師試験に合格した者

二 前号に掲げる者のほか、この法律の施行の日において現に沖繩の美容師に関する法令の規定による美容師の免許（琉球政府が指定した外国において美容師の免許を受けた者で、琉球政府が適当と認めたことにより美容師の免許を受けたものに係るものを除く。第四項において「沖繩の美容師免許」という。）を受けている者

2 美容師法第三条第二項及び第三項に規定する者のほか、沖繩の美容師に関する法令の規定に違反した者又は当該法令の規定による免許の取消しを受けた者には、前項の規定による美容師の免許を与えないことができる。

3 沖繩の学校教育に関する法令の規定による高等学校に入学することができる者又はこれとみなされる者で、沖繩の美容師に関する法令の規定により琉球政府が指定した美容師養成施設又は当該美容師養成施設及び美容師法第四条第二項の美容師養成施設において同項の厚生省令で定める期間以上美容師たるに必要な知識及び技能を修得した後、同項に規定する実地習練を経たものは、同項の規定にかかわらず、美容師試験を受けることができる。

4 次の各号の一に該当する者で管理美容師となろうとするものに対する美容師法第十二条の二第二項の規定の適用については、「美容師の免許を受けた後三年以上美容の業務に従事し」とあるのは、「美容師の免許（沖繩の美容師免許を含む。）を受けた後三年以上美容の業務（沖繩における美容の業務を含む。）に従事し」とする。

一 沖繩の美容師免許を受けた者で第一項の規定による美容師の免許を受けたもの

二 第一項又は美容師法第三条第一項の規定による美容師の免許を受けた後沖繩において美容の業務に従事する者

（調理師法に関する特例）

第十五条 都道府県知事は、調理師法（昭和三十三年法律第四十七号）第三条第一項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に調理師の免許を与えることができる。

一 沖繩の学校教育に関する法令の規定による高等学校に入学することができる者又はこれとみなされる者で、沖繩の調理師に関する法令の規定により琉球政府が指定する調理師養成施設又は当該調理師養成施設及び調理師法第三条第一項第一号の調理師養成施設において一年以上調理、榮養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を修得したものの

二 沖繩の学校教育に関する法令の規定による高等学校に入学することができる者又はこれとみなされる者で、調理師法第三条第一項第三号の厚生省令で定める施設又は営業において二年以上調理の業務に従事した後、沖繩の調理師に関する法令の規定による調理、榮養及び衛生に関する知識及び技能についての試験に合格したもの

三 前二号に掲げる者のほか、この法律の施行の日において現に沖繩の調理師に関する法令の規定による調理師の免許を受けている者

2 調理師法第四条各号の一に該当する者のほか、沖繩の調理師に関する法令の規定により調理師の免許を与えることができない者に対しては、前項の規定による調理師の免許を与えない。

（理学療法士及び作業療法士法に関する特例）

第十六条 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三十七号）の施行の際に沖繩の同法附則第四項に規定する施設において医師の指示の下に理学療法若しくは作業療法を業として行なつていた者又は同法の施行の際に同項に規

定する施設において医師の指示の下に理学療法若しくは作業療法を業として行なつていた者で沖縄において当該業務を行なうものに対する同項の規定の適用については「病院、診療所その他省令で定める施設」とあるのは「病院、診療所その他省令で定める施設（沖縄のこれらの施設を含む。）」とする。

第四節 火薬類取締法、高圧ガス取締法、電気工事士法及び電気事業法に関する特例

(火薬類取締法に関する特例)

第十七条 通商産業大臣又は都道府県知事は、火薬類取締法（昭和二十五年法律第四十九号）第三十一条第三項の規定にかかわらず、沖縄の火薬類の取締りに関する法令の規定による火薬類作業主任者試験又は火薬類取扱主任者試験に合格した者に対し、通商産業省令で定めるところにより、同条第一項又は第二項に規定する火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状を交付することができる。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、火薬類取締法第三十一条第四項各号の一に該当する者のほか、次の各号の一に該当する者に対しては、前項の規定による火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の交付を行なわなければならない。

一 沖縄の火薬類の取締りに関する法令の規定により火薬類作業主任者免状又は火薬類取扱主任者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

二 沖縄の火薬類の取締りに関する法令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

(高圧ガス取締法に関する特例)

第十八条 通商産業大臣又は都道府県知事は、高圧ガス取締法第二十九条第三項の規定にかかわらず、沖縄の液化石油ガスの取締りに関する法令の規定による液化石油ガス作業主任者試験又は液化石油ガス販売主任者試験に合格した者であつて通商産業省令で定める液化石油ガスの製造の作業又は販売に関する経験を有するものに対し、通商産業省令で定めるところにより、同条第一項に規定する高圧ガス作業主任者免状又は高圧ガス販売主任者免状を交付することができる。

令の規定による液化石油ガス作業主任者試験又は液化石油ガス販売主任者試験に合格した者であつて通商産業省令で定める液化石油ガスの製造の作業又は販売に関する経験を有するものに対し、通商産業省令で定めるところにより、同条第一項に規定する高圧ガス作業主任者免状又は高圧ガス販売主任者免状を交付することができる。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、高圧ガス取締法第二十九条第四項各号の一に該当する者のほか、次の各号の一に該当する者に対しては、前項の規定による高圧ガス作業主任者免状又は高圧ガス販売主任者免状の交付を行なわなければならない。

一 沖縄の液化石油ガスの取締りに関する法令の規定により液化石油ガス作業主任者免状又は液化石油ガス販売主任者免状の返納を命ぜられ、その日から二年を経過しない者

二 沖縄の液化石油ガスの取締りに関する法令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

(電気工事士法に関する特例)

第十九条 都道府県知事は、電気工事士法（昭和三十三年法律第三十九号）第四条第二項の規定にかかわらず、沖縄の電気事業に関する法令の規定による電気工事に従事する者の免許を受けている者のうち、琉球政府が行なう講習で通商産業大臣が指定するものの課程を修了した者に対し、同条第一項の電気工事士免状を交付することができる。

2 都道府県知事は、電気工事士法第四条第三項各号の一に該当する者のほか、沖縄の電気事業に関する法令の規定により電気工事の業務の停止の処分を受けている者に対しては、前項の規定による電気工事士免状の交付を行なわなければならない。

(電気事業法に関する特例)

第二十条 通商産業大臣は、電気事業法第五十四条第四項の規定にかかわらず、第三条第一項第九号に掲げる試験を沖縄において最初に行なう日までに沖縄の電気事業に関する法令の規定により琉球政府が行なう主任技術者資格検定（試験によるものに限る）に合格した者に対し、通商産業省令で定めるところにより、同条第一項に規定する主任技術者免状を交付することができる。

2 通商産業大臣は、電気事業法第五十四条第六項各号の一に該当する者のほか、次の各号の一に該当する者に対しては、前項の規定による主任技術者免状の交付を行なわなければならない。

一 沖縄の電気事業に関する法令の規定による解任命令により解任され、その日から一年を経過しない者

二 沖縄の電気事業に関する法令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

第五節 船舶職員法に関する特例

(船舶職員法に関する特例)

第二十一条 運輸大臣は、船舶職員法第四条第二項の規定にかかわらず、第三条第一項第十号に掲げる試験を沖縄において最初に行なう日としてその種別ごとに運輸大臣が指定する日までに沖縄の船舶職員に関する法令の規定により琉球政府が与えた海技従事者の免許を有する者に対し、運輸省令で定めるところにより、海技従事者の免許を与えることができる。

2 船舶職員法第六条に規定する者のほか、次の各号の一に該当する者には、前項の規定による海技従事者の免許を与えない。

一 沖縄の船舶職員に関する法令又は沖縄の海難審判に関する法令の規定により業務の停止の処分を受けている者

二 船舶職員法第五条第一項に規定する甲種船舶通信士、乙種船舶通信士又は丙種船舶通信士

士の資格に係る免許にあつては、運輸省令で定める電波法第四十条第一項の無線従事者の資格について同法第四十一条第一項の免許を受けていない者

第六節 電波法及び公衆電気通信法に関する特例

(電波法に関する特例)

第二十二條 郵政大臣は、電波法第四十一条第二項の規定にかかわらず、第三条第一項第十二号に掲げる試験を沖縄において最初に行なう日としてその種別ごとに郵政大臣が指定する日までに沖縄の電波に関する法令の規定により琉球政府が与えた無線従事者の免許を有する者に対し、郵政省令で定めるところにより、無線従事者の免許を与えることができる。

2 電波法第四十二条各号の一に該当する者に対しては、前項の規定による無線従事者の免許を与えないことができる。

3 第一項の規定による無線従事者の免許を受けた者が、琉球政府から受けた免許による無線従事者として業務に従事していた期間は、電波法第五十条第一項及び第二項の規定の適用については、琉球政府の免許に係る資格に応じ郵政省令で定めるところによりこれらの規定に規定する第一級無線通信士又は第二級無線通信士として業務に従事していた期間とみなす。

(公衆電気通信法に関する特例)

第二十三条 日本電信電話公社は、公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）第五十二条第一項（同法第五十五条第八項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、沖縄の電気通信に関する法令の規定により電話交換取扱者又は工事担任者としての資格の認定を受けた者に対し、日本電信電話公社が定めるところにより、同法第五十一条第一項又は第五十五条第七項の認定を行なうことができる。

2 前項の規定による認定を受けた者又は公衆電気通信法第五十一条第一項若しくは第五十五条第七項の認定を受けた者が、沖縄において構内交

換電話若しくは地域団体加入電話の交換設備による交換又は公衆電氣通信設備の設置（以下この項において「交換等」という。）に従事した場合においては、同法第五十三条第三項（同法第五十五条第八項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、交換等に従事したものとみなす。

第七節 社会保険労務士法に関する特例

（社会保険労務士法に関する特例）

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、社会保険労務士法第三条の規定にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有する。

一 沖繩の弁護士に関する法令の規定による弁護士となる資格を有する者

二 前号に掲げる者のほか、社会保険労務士となるにふさわしい知識及び能力を有すると認められた者で政令で定めるもの

第八節 測量法、建築基準法、建築士法及び宅地建物取引業法に関する特例

（測量法に関する特例）

第二十五条 第三条第一項第十四号に掲げる試験を沖繩において最初に行なう日までに沖繩の測量に関する法令の規定により琉球政府が行なう測量士試験又は測量士補試験に合格した者で、国土地理院の長が行なう講習の課程を修了したものは、それぞれ測量法第五十条第五号又は第五十一条第四号に規定する測量士試験又は測量士補試験に合格した者とみなす。

（建築基準法に関する特例）
第二十六条 第三条第一項第十五号に掲げる資格検定を沖繩において最初に行なう日までに沖繩の建築基準に関する法令の規定により琉球政府が行なう建築主事の資格検定に合格した者は、建築基準法第五条第一項に規定する建築主事の資格検定に合格した者とみなす。

（建築士法に関する特例）
第二十七条 沖繩の建築士に関する法令の規定による一級建築士試験で第三条第一項第十六号に掲げる試験を沖繩において最初に行なう日までに

掲げる試験を沖繩において最初に行なう日までに琉球政府が行なうもの又は当該法令の規定による二級建築士試験に合格した者（それぞれ選考により当該法令の規定による一級建築士又は二級建築士の免許を受けることが認められた者を含む。）は、建築士法第四条の規定にかかわらず、それぞれ一級建築士又は二級建築士の免許を受けることができる。

2 建築士法第七号各号の一に該当する者のほか、沖繩の建築士に関する法令の規定による一級建築士又は二級建築士の免許を有しないこととされる者には、前項の規定による一級建築士又は二級建築士の免許を有しない。

3 建築士法第八号各号の一に該当する者のほか、次の各号の一に該当する者には、第一項の規定による一級建築士又は二級建築士の免許を有しないことができる。

一 沖繩の法令の規定により禁錮以上の刑に処せられた者

二 沖繩の建築士に関する法令の規定に違反して、又は沖繩において建築物の建築に関し罪を犯して罰金以上の刑に処せられた者

4 沖繩に住所を有する一級建築士に対する建築士法第五号第四項の規定の適用については、同項中「住所地の都道府県知事を経由して」とあるのは、「日本府沖繩事務所所長を経由して」とする。

5 沖繩の建築士に関する法令の規定による二級建築士として四年以上の実務の経験を有する者は、建築士法第十四条の規定の適用については、同条第三号に該当する者とみなす。

（宅地建物取引業法に関する特例）
第二十八条 沖繩の土地建物取引業に関する法令の規定による土地建物取引員試験に合格した者で、建設大臣が行なう講習の課程を修了したものは、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十一条の二第一項に規定する宅地建物取引主任者資格試験に合格した者とみなす。

2 次の各号の一に該当する者は、宅地建物取引業法第十一条の二の規定の適用については、同条第一項各号の一に該当するものとみなす。

一 沖繩の土地建物取引業に関する法令の規定により土地建物取引業者の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合は、その取消しの日前三十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。）であつた者でその取消しの日から二年を経過しないものを含む。）

二 沖繩の法令の規定により禁錮以上の刑に処せられ、又は沖繩の土地建物取引業に関する法令の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

第九節 消防法及び行政書士法に関する特例

（消防法に関する特例）

第二十九条 都道府県知事は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条の二第三項の規定にかかわらず、沖繩の消防に関する法令の規定による危険物取扱主任者免許を受けている者（当該免許の停止の処分を受けている者を除く。）のうち、琉球政府が行なう講習で自治大臣が指定するものの課程を修了した者に対し、自治省令で定めるところにより、同条第一項に規定する危険物取扱主任者免状を交付することができる。

（行政書士法に関する特例）
第三十条 沖繩の行政書士に関する法令の規定による行政書士となる資格を有する者で次の各号の一に該当するものは、行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第二条の規定にかかわらず、いずれの都道府県においても行政書士となる資格を有する。

一 沖繩の弁護士、公認会計士又は税理士に関する法令の規定による弁護士、公認会計士又は税理士となる資格を有する者

二 琉球政府又は沖繩の地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間が通算して十二年以上（沖繩の学校教育に関する法令の規定による高等学校を卒業した者その他当該法令の規定による大学に入学することができる者にあつては、九年以上）になる者

2 沖繩の行政書士に関する法令の規定による行政書士試験を受けることができる者は、行政書士法第三条の規定にかかわらず、同法第四条第一項に規定する行政書士試験を受けることができる。

3 沖繩の行政書士に関する法令の規定による行政書士の登録を受けている者は、重ねて行政書士法第六条第一項の規定による行政書士の登録を受けることができない。

4 行政書士法第六号第五項の規定は、沖繩の行政書士に関する法令の規定による行政書士試験に合格して当該法令の規定による行政書士の登録を受けた者について適用する。

第四章 雑則

（免許等の処分についての琉球政府への通知）
第三十一条 沖繩の免許資格者に対して本邦の免許資格に係る免許（これに類する処分を含む。）次条第一項において同じ。）又は登録をした場合には、これらの事務を管理する行政庁又は団体は、その旨を内閣総理大臣を経由して琉球政府に通知するものとする。

（免許等の取消し）
第三十二条 沖繩の免許資格者が、本邦の免許資格に係る免許又は登録を受けた後において、沖繩の法令の規定に基づく免許資格が不正の事実に基づいたことその他当該法令の規定に基づき免許資格を付与されないこととされる要件に該当したことを理由とする取消し（登録の抹消その他政令で定める処分を含む。）以下この条において同じ。）を受けた場合には、当該免許又は登録に関する事務を管理する行政庁又は団体は、当該

免許又は登録の取消しをし、その旨を内閣総理大臣を経由して琉球政府に通知するものとする。

2 沖縄の免許資格者が、本邦の免許資格に係る登録を受けた後において、沖縄の当該免許資格に関する法令の規定により沖縄の免許資格者となることができないことが判明した場合又は当該資格を有しないこととなつた場合には、当該登録に関する事務を管理する行政庁又は団体は、当該登録の取消しをすることができる。

3 第一項の規定による取消しは、琉球政府の通知に基づいて行なうものとする。

(主務省令への委任)

第三十三条 別段の定めがあるものを除くほか、この法律の実施に関し必要な事項は、主務省令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第一項及び第四項から第七項までの規定は、昭和四十五年四月一日から施行する。

2 総理府設置法の一部を次のように改正する。
第十三条第一項に次の一号を加える。

六 沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法（昭和四十四年法律第 号）の規定による免許資格試験又は申請に関する事務を行なうこと。
第十四条第四項中「第四号まで」の下に「及び第六号」を加える。

第四号中正誤

誤		正	
ベ	段行	ベ	段行
二	四から三	二	四から三
三	一六	三	一六
シ	二から一	シ	二から一
シ	二五	シ	二五
シ	三二	シ	三二
シ	二八	シ	二八
四	一から七	四	一から七
シ	二	シ	二
シ	二〇	シ	二〇
シ	二二	シ	二二
七	一から三	七	一から三
ハ	一から五	ハ	一から五
三	一から三	三	一から三
四	二六	四	二六
シ	一末	シ	一末
七	一から二	七	一から二
一〇	三六	一〇	三六
シ	二	シ	二
主席		主席	
副主席		副主席	
系満		系満	
高等裁判所主席		高等裁判所主席	
首席判事室		首席判事室	